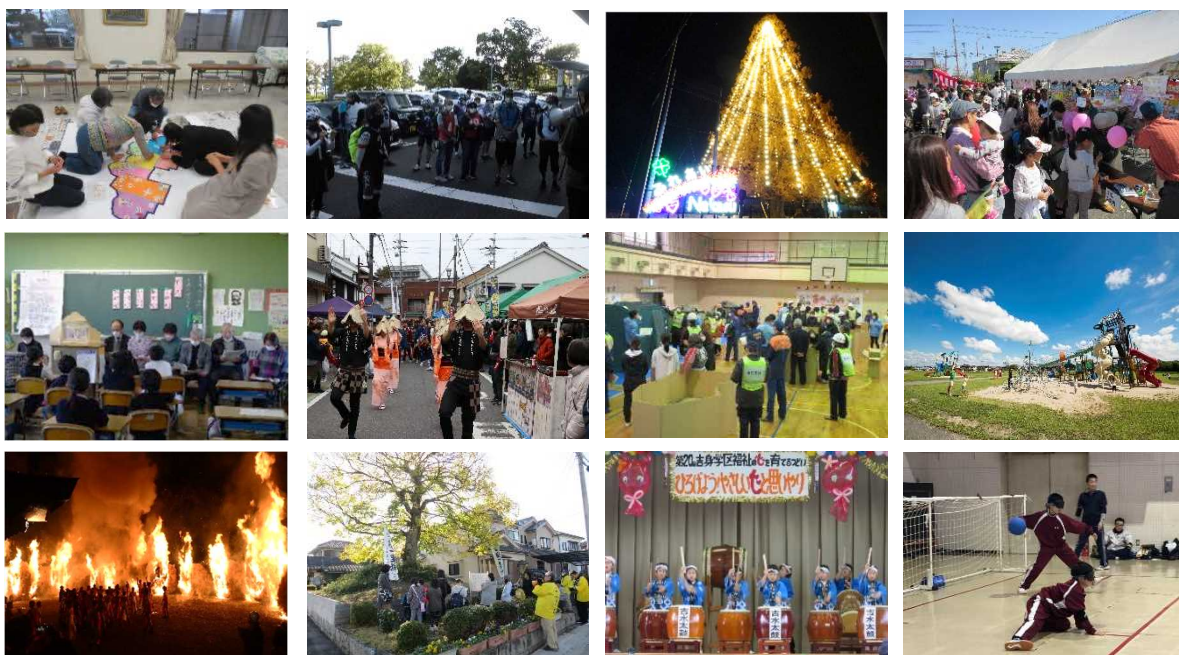


第4期守山市地域福祉計画

令和4年度～令和7年度

人と人がつながり、
自分らしく安心して暮らすことができるまち

対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり
多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり
一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり



令和4年3月

守山市

はじめに

～「守山市の地域共生社会の実現を目指して」～

全国的に少子高齢社会に入り、とりわけ地方において急激な人口減少が生じている中、本市においては、市政を施行した昭和45年7月に35,112人だった人口が令和4年1月に85,000人を突破し、今なお人口が増加し続けているまちです。



また、本市は、加入率90%を超える自治会を中心として、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、保護司、そして、NPO活動など多彩な地域活動が展開されているまちであり、市民の皆様一人ひとりにとっては「いきがい」、地域においては「支え合い」として表れているところです。

しかしながら、社会状況の変化を受け、核家族化や共働き世帯の増加、定年延長などを要因とした暮らしの多様化が進む中、本市でも活動の担い手が不足しているといったお声をお聞きしています。

また、独居高齢者や転入子育て世帯の増加により、8050問題やヤングケアラーなど個人・世帯が抱える課題は複雑・多様になってきております。

このことから、一人ひとり・地域のニーズに応じた更なる多彩な地域活動が求められています。

このたび策定した「第4期守山市地域福祉計画」においては、このような、本市の地域福祉をめぐる現状と課題を踏まえ、「人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」を基本理念として、誰もがつながりや多彩な活躍の機会の場の充実を図るとともに、様々なご家庭の相談を受け止め、課題解決に向けた支援に取り組むことで、市民、社会福祉法人、NPO、民間企業など様々な主体がつながりながら、地域、暮らし、いきがいを共に創っていく「地域共生社会の実現」に向けて取り組むこととしています。

皆様には、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見とご提言を賜りました、守山市地域福祉推進会議の皆様、地域福祉推進員をはじめ各学区福祉関係者の皆様、ワークショップならびに様々な立場・場面でご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和4年3月

守山市長 宮本和宏

目次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 守山市における地域福祉計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 法的根拠.....	2
(2) 地域共生社会の実現や地域福祉に関連した国の動き.....	2
(3) 他の計画との関係.....	3
(4) 計画の期間.....	4
(5) 計画策定に向けての取組.....	4
第2章 守山市の地域福祉を取り巻く状況と課題	5
1 守山市の概要.....	5
2 統計データからみる現状.....	6
(1) 人口・世帯等の状況.....	6
(2) 福祉を取り巻く状況.....	13
3 第3期計画の取組と評価.....	16
基本方針Ⅰ つながるまちづくり.....	16
基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり.....	18
基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり.....	20
4 学区懇談会・ワークショップの結果について.....	22
5 守山市の地域福祉をめぐる現状と課題の整理と次期計画のポイント.....	24
第3章 基本理念と基本方針	26
1 基本理念.....	26
2 基本方針.....	27
3 施策体系.....	28
第4章 施策の展開	29
基本方針Ⅰ 対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり.....	29
1) 地域やNPO等による活動・コミュニティの活性化.....	29
2) 多彩な活動・コミュニティの創出.....	30
3) 活動・コミュニティの伴走支援機能の強化.....	31
基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり.....	32
1) 社会参加・チャレンジに向けた意識・関心の醸成.....	32
2) 社会参加・チャレンジの実践.....	33
基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり.....	34

1) 人を中心とした暮らしの基盤整備・充実	34
2) 包括的な支援の推進	36
付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画	37
付随計画② 成年後見制度利用促進基本計画	48
付随計画③ 再犯防止の推進について(地方再犯防止推進計画)	49
第5章 計画の推進	50
1 計画の推進体制	50
(1) 多様な主体との連携・協働	50
(2) 庁内関係部署との連携	50
2 計画の広報	50
3 計画の進捗管理	50
第6章 資料編	51
1 地域福祉に関連した国の制度等の動き	51
2 用語集	53
3 計画策定までの取組	56
4 守山市地域福祉推進会議設置要綱	57
5 守山市地域福祉推進会議委員名簿	59
6 守山市地域福祉庁内推進会議設置要綱	60

第1章 地域福祉計画の概要

第1章 地域福祉計画の概要

1 守山市における地域福祉計画策定の趣旨

本市では、今なお人口増加は続いており、高齢化率についても国や県を下回っていますが、国立社会保障・人口問題研究所等の推計によると、おおむね 2035 年には人口が減少していく局面は避けられない状況となっております。また、本市においては人口構成に占める割合は 40 代が一番多く、急激な少子高齢化が進むことが予測されています。

そのような中、核家族化や共働き世帯、非正規雇用労働者の増加や定年延長など暮らしの多様化が進むとともに、家庭や地域における人と人のつながりが希薄化するなど、個人・世帯を取り巻く現状は大きく変化しています。また、後期高齢者や要支援・要介護認定者、認知症のある人、障害のある人、ひきこもりの人など、支援を必要とする人が増加し、ごみ屋敷^{*1}や、8050 問題^{*2}、ヤングケアラー^{*3}・ダブルケア^{*4}等個人や世帯が抱える課題が複雑・多様になることで、支援を必要とする人が地域において孤立・潜在化してしまう恐れもあります。一方で、地域活動や地域福祉を担う支え手は不足しており、従来のように家族や地域で支え合うことが難しい状況があります。

このような中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現が求められています。

この第4期守山市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）では、平成 28 年3月に策定いたしました「第3期守山市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）」における行動指針「一人ひとりの出番があるまちづくり」をさらに発展させ、一人ひとりの可能性に着目し、だれもが生きがい・役割を持ちながら、自分らしく生きることができるよう、多彩なきっかけづくりを行い、人と人がつながり、安心して暮らすことができるまちを目指して、取組を進めます。

*1 ごみ屋敷：ごみ集積所ではない建物で、ごみが積み重ねられた状態で放置された建物、もしくは土地。

*2 8050 問題：80 歳代の親と 50 歳代の子どもを組み合わせによる生活問題。困窮するにつれて親の年金に生活を依存するなどの状況や、親が要介護状態になることで子どもが離職するなどの状況が、社会的孤立や経済的な困窮の要因となっている。

*3 ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされている。病気の保護者の代わりに家事を行う、また大人に代わって祖父母の介護やきょうだいの世話を子どもが担わざるを得ない状態が長時間にわたることで、遅刻、欠席、宿題忘れなど学校生活への影響、精神的・身体的健康への影響、遊ぶ時間がない、クラブ活動でのトラブル、孤立・孤独など友人関係の影響など、本人の生活や将来にわたる自己実現に影響を及ぼしていることが問題となっている。

*4 ダブルケア：育児期にある人や世帯が、親の介護も同時に担うこと。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的、計画的に推進するため、本市における地域福祉の「理念」「方針」と行政の取組を整理するものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

なお、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」および成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止推進法第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」は、本計画に付随されています。

(2) 地域共生社会の実現や地域福祉に関連した国の動き

本市では、平成 28 年 3 月に「第 3 期計画」を策定しました。前計画の策定後、国では、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、プランには「地域共生社会の実現」について盛り込まれました。

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、平成 29 年 6 月には改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）が公布されました。改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくり*に努める旨が規定されました。また、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める、上位計画として位置づけられました。

*「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制」「主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制」

平成 29 年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、令和元年5月に厚生労働省に包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、「地域共生社会推進検討会」を設置し、同年 12 月には最終とりまとめが公表され、①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき、などの提言がなされました。

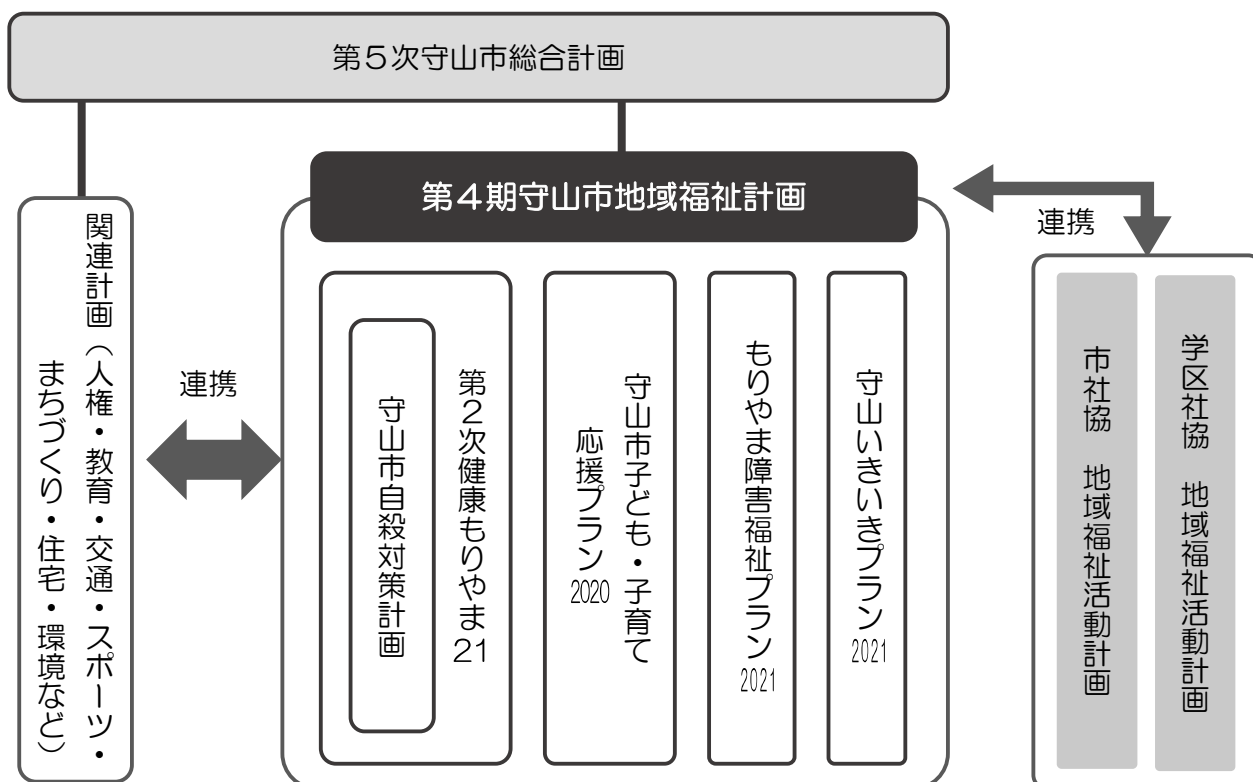
「地域共生社会推進検討会」の提言を受け、令和2年6月には再び改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年4月より、「重層的支援体制整備事業」が施行されることになりました。

(3) 他の計画との関係

本計画は、「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン 2021）」、「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画（もりやま障害福祉プラン 2021）」、「守山市子ども・子育て支援事業計画・守山市次世代育成支援対策地域行動計画・守山市子どもの貧困対策計画（守山市子ども・子育て応援プラン 2020）」、「第2次健康もりやま 21」、「守山市自殺対策計画」などをはじめとする個別計画の上位計画として位置づけられ、目指すべきまちづくりの方向性と様々な福祉制度では対応できないことについて、地域や行政が協働で行い生活課題を解決していくための基盤を整備する計画となります。

また、守山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」、学区社会福祉協議会（以下「学区社協」という。）が策定する「学区社会福祉協議会地域福祉活動計画」と連携しながら、計画を推進していきます。

■計画の位置づけ



(4) 計画の期間

第4期計画の期間は、令和4年度*から開始し、第5次守山市総合計画に合わせ令和7年度までの4年間とします。

なお、計画にもとづく具体的な取組や事業については、社会情勢の変化や利用者のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

※第3期計画は令和2年度までの計画となっていたが、新型コロナウイルスの影響から、計画期間を令和3年度まで延長しています。

(5) 計画策定に向けての取組

地域福祉計画の策定および推進にあたっては、市民や学識経験者、地域福祉に携わる各団体の関係者等の委員で構成される「地域福祉推進会議」および、庁内関係部署で構成される「地域福祉庁内推進会議」において協議を重ねてきました。

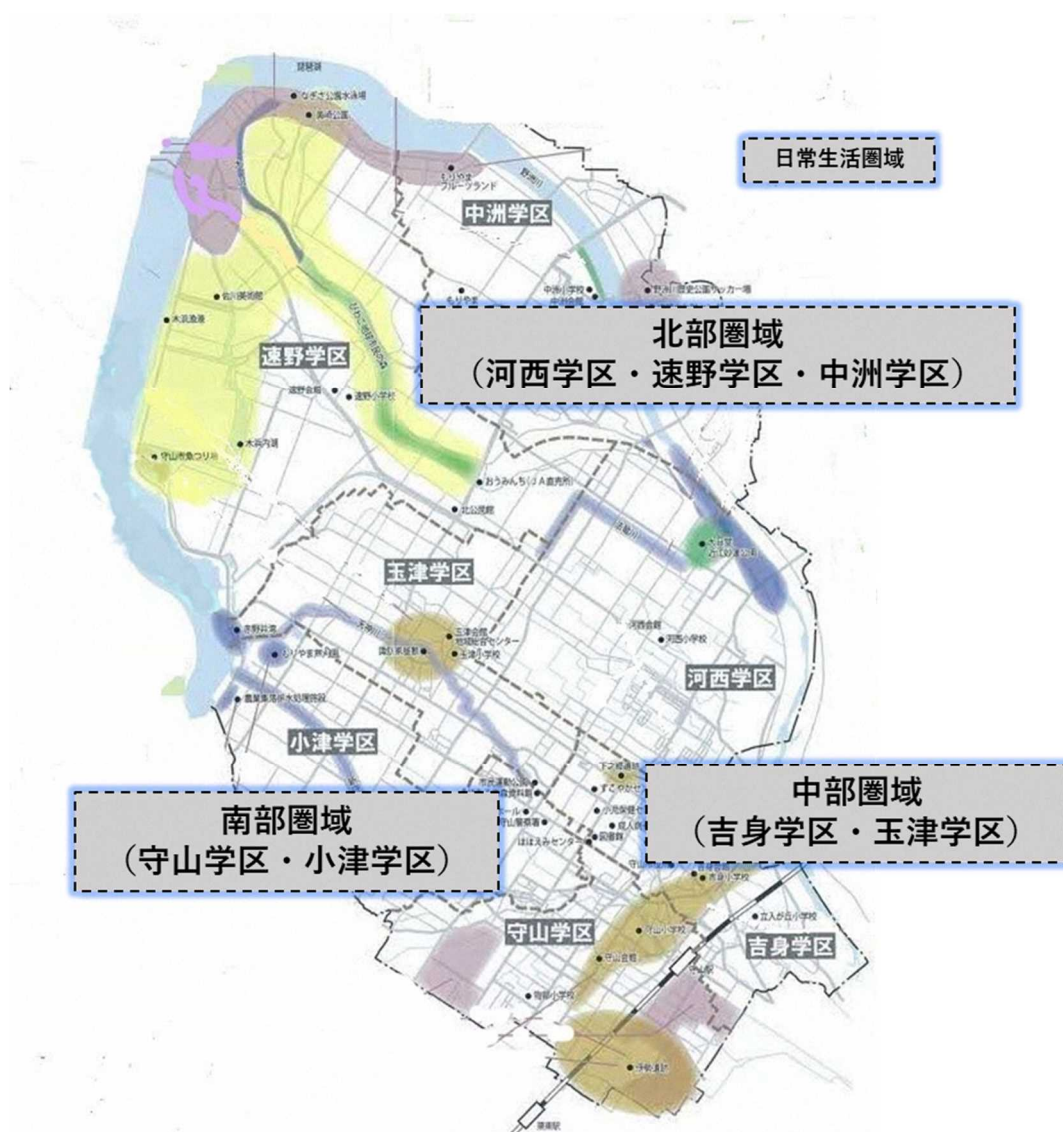
また、課題の把握や市民の意見を出していただく場として、学区ごとの懇談会や市民ワークショップの開催およびパブリックコメントを実施しました。

第2章 守山市の地域福祉を取り巻く 状況と課題

第2章 守山市の地域福祉を取り巻く状況と課題

1 守山市の概要

守山市は、滋賀県南部、琵琶湖の東南部に位置し、京都や大阪のベッドタウンとして駅周辺では大規模マンションが建設されています。また、交通の要衝であることから企業の工場が立地し、野洲川や琵琶湖周辺の自然も豊かで、街中ではホテルがみられるなど、自然と文化、様々な産業が調和しながら発展してきました。



「守山市中心市街地活性化基本計画」より一部加工

守山市は、現在の市域が形成されて以後、旧町村を小学校単位で学区とした7学区があり、71自治会（令和3年9月時点）が組織されています。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、「守山いきいきプラン」において、日常生活圏域を南部、中部、北部の3圏域とし、各圏域において身近に相談できる体制の構築を進めています。

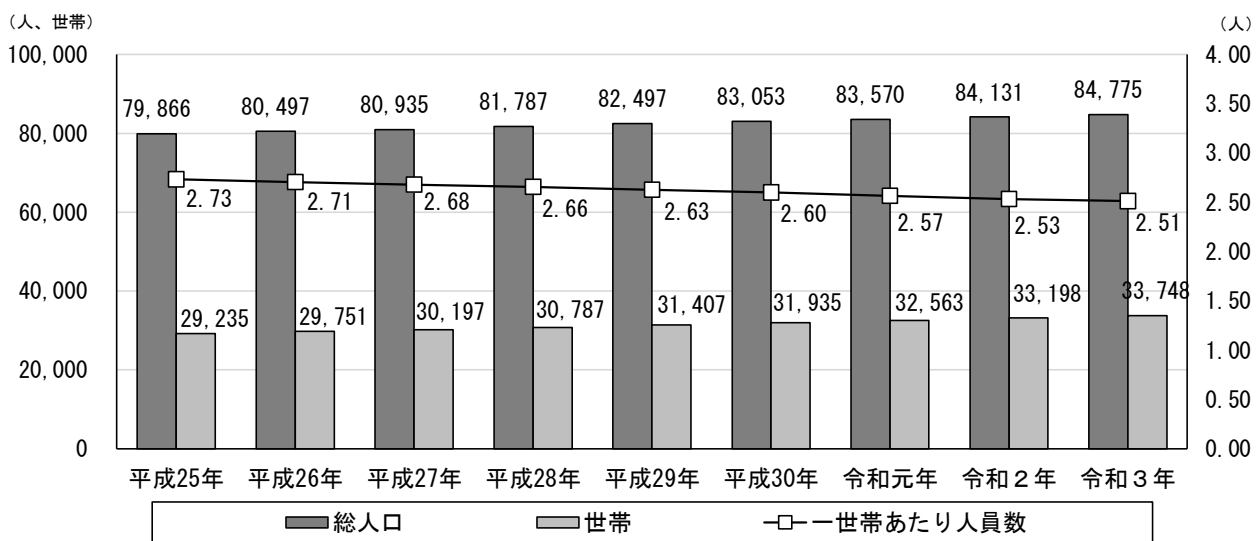
2 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯等の状況

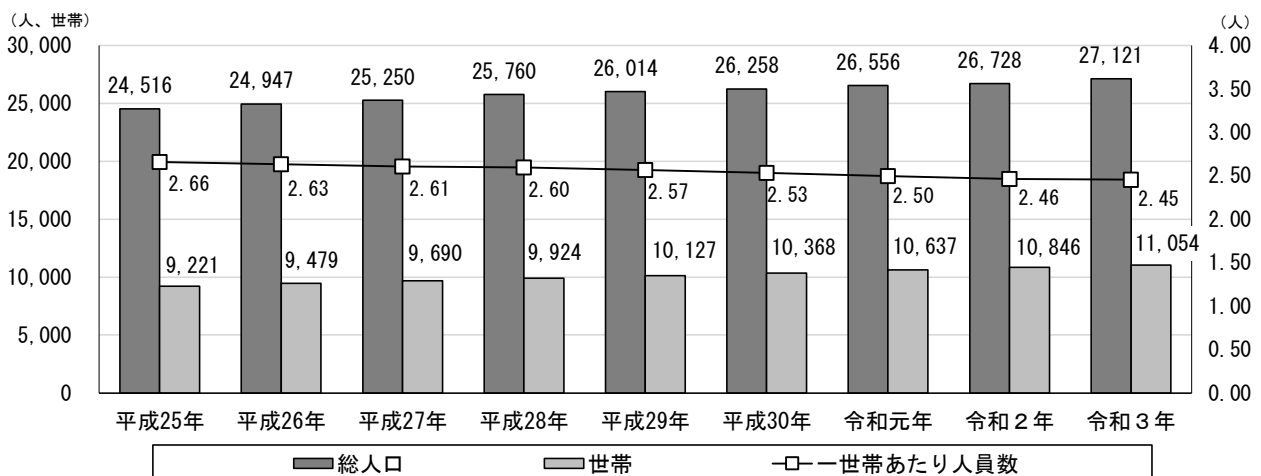
① 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移

平成25年から令和3年にかけて、人口・世帯数共に増加しています。
しかしながら、一世帯あたり人員数は減少傾向にあります。

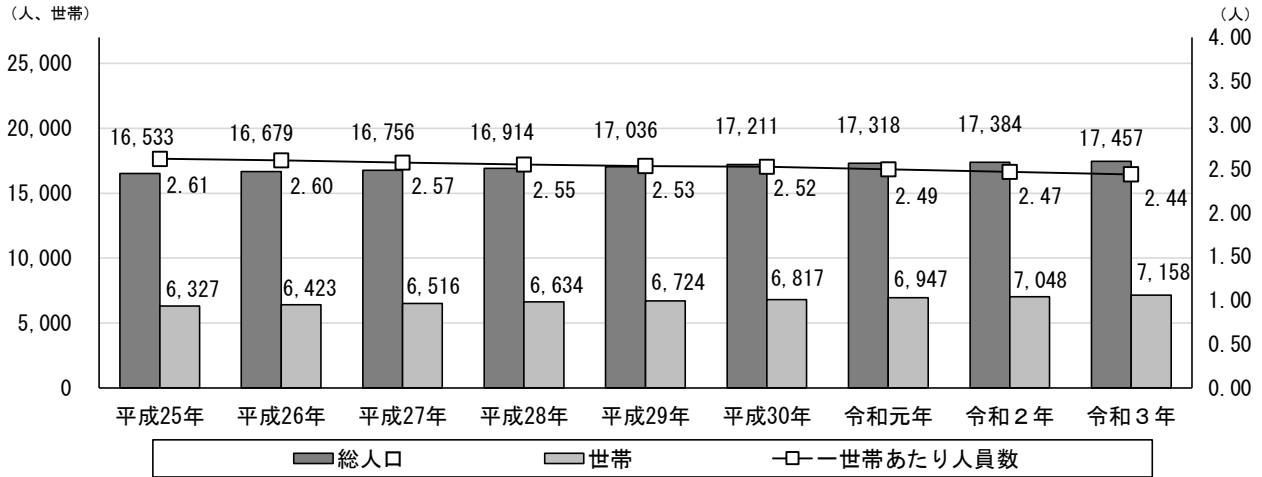
【市全体 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



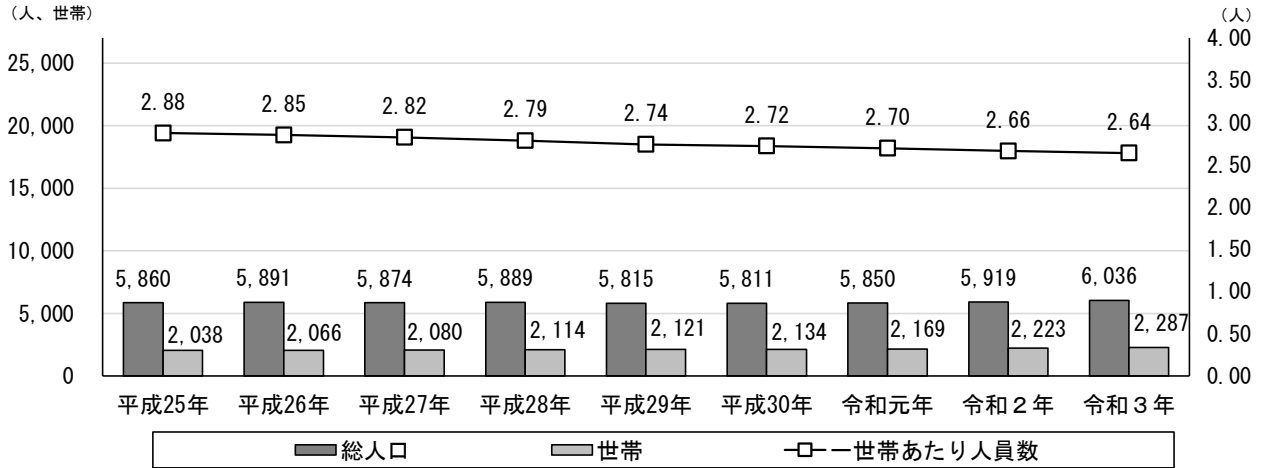
【守山学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



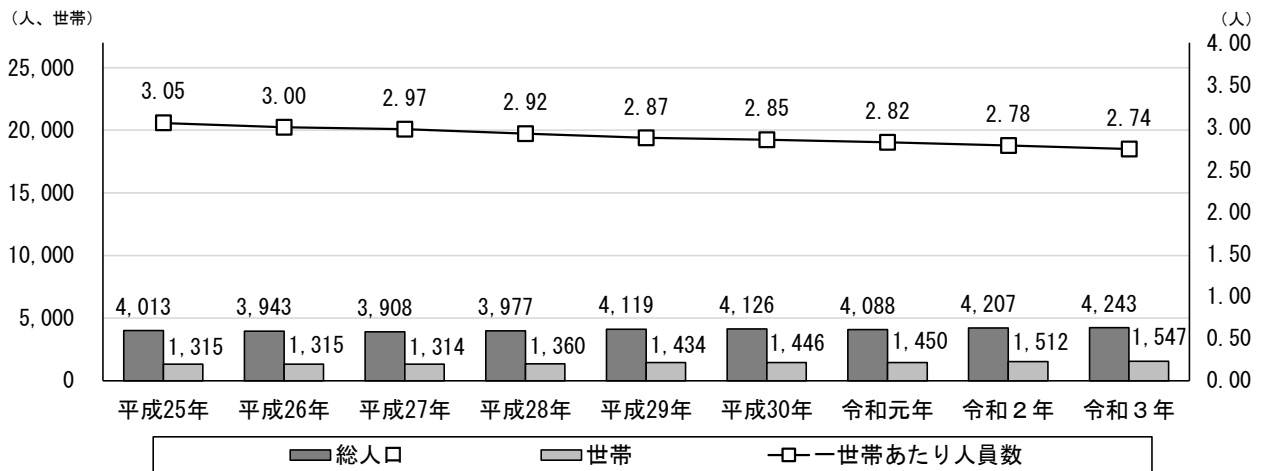
【吉身学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



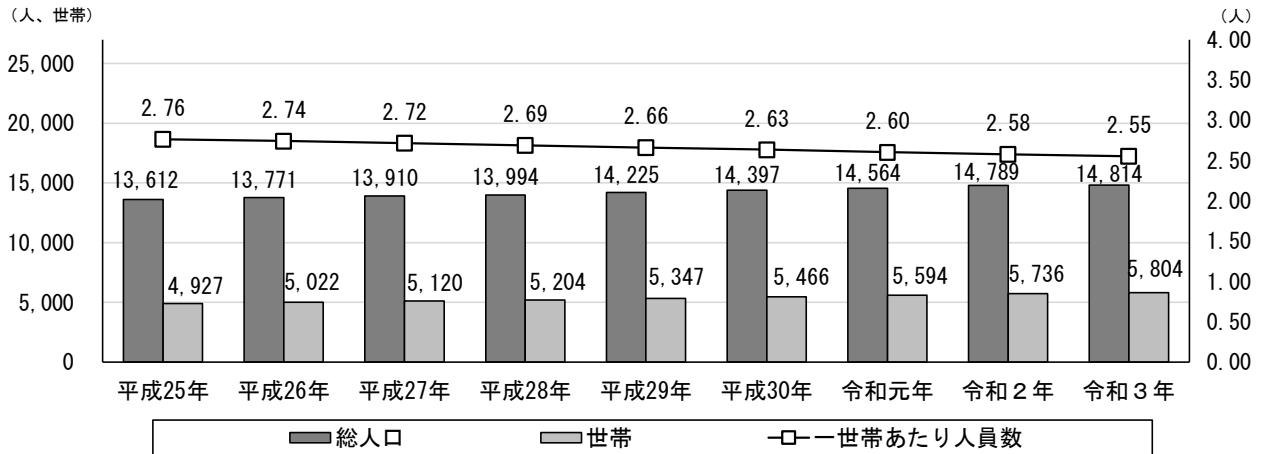
【小津学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



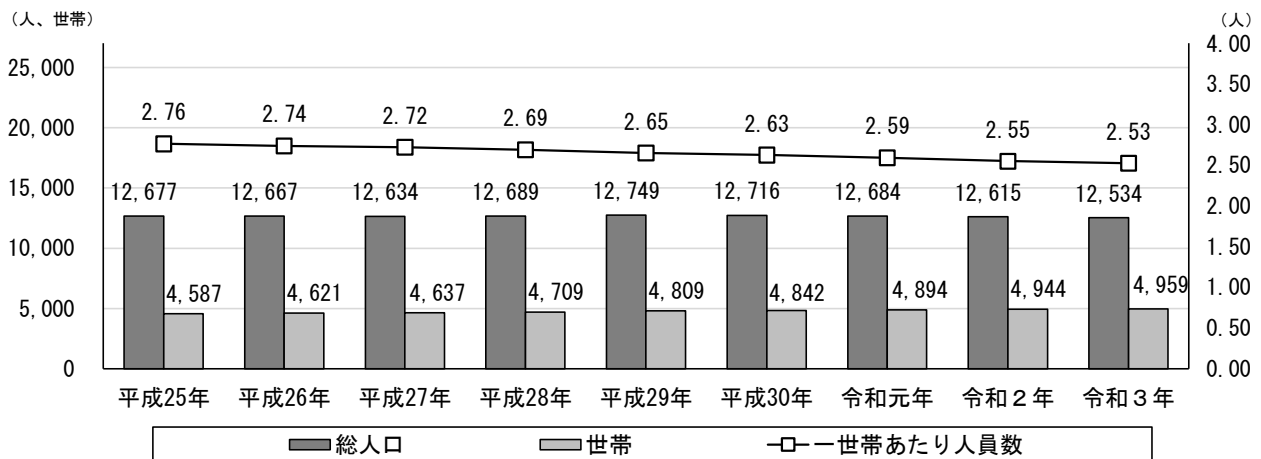
【玉津学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



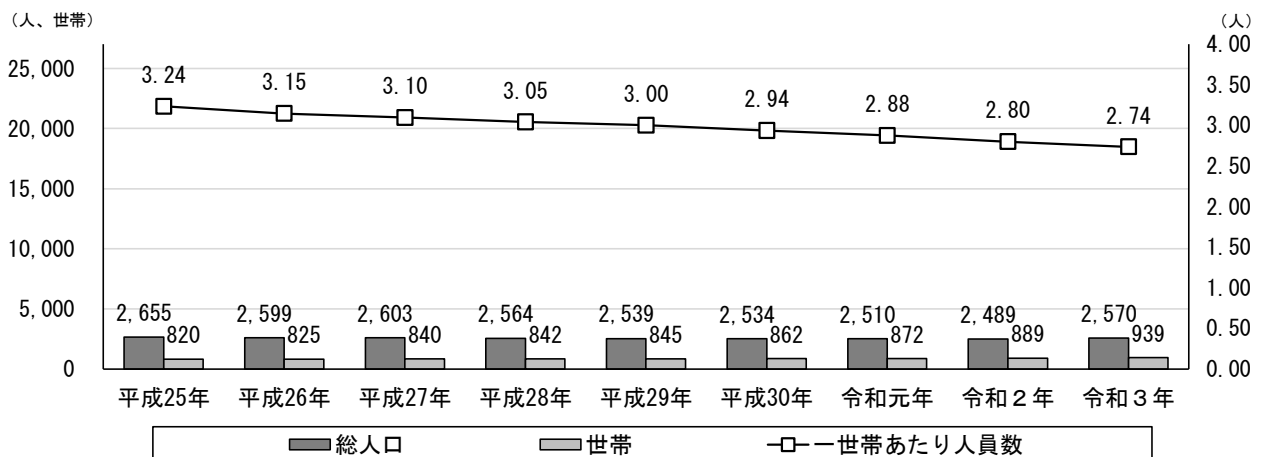
【河西学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



【速野学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



【中洲学区 人口・世帯数および一世帯あたり人員数の推移】



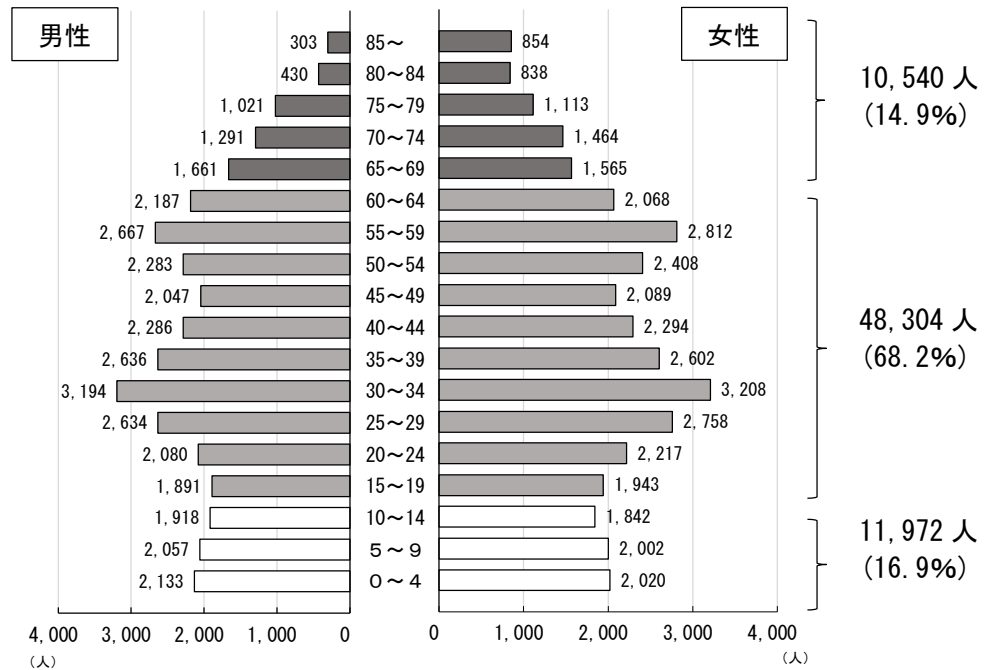
資料：住民基本台帳（各年9月末現在、外国人人口含む）

② 人口ピラミッド（男女別年齢階級別人口構成）

平成17年と令和3年の人口を比較すると、年少人口（0歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）高齢者人口（65歳以上）はすべて増加しています。

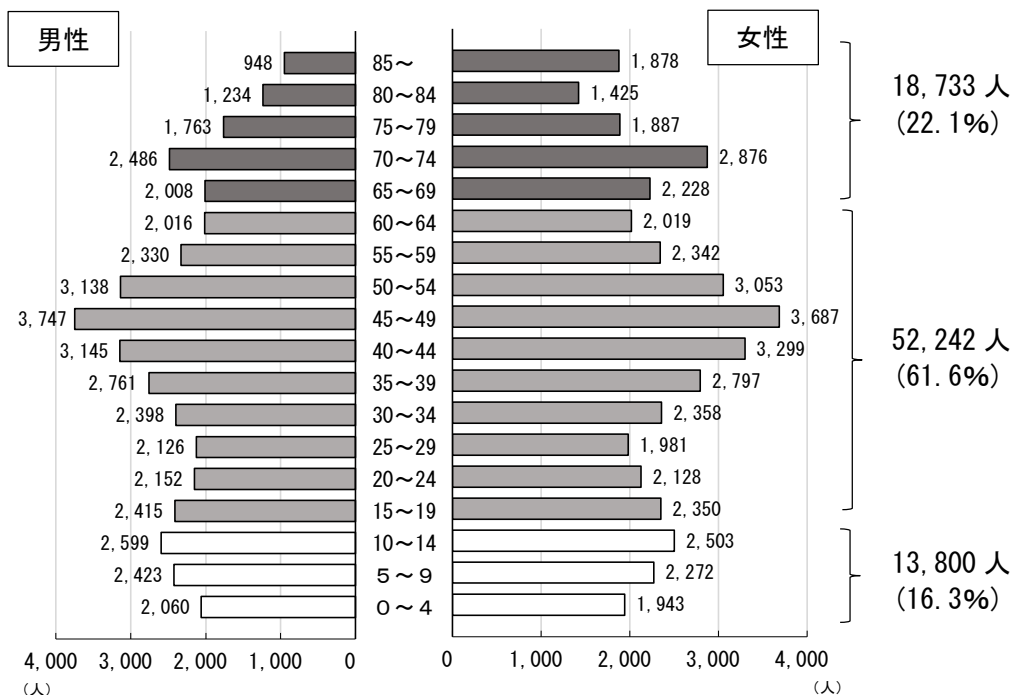
そのような中、高齢化率は14.9%から22.1%となっており、高齢化が進んでいる状況がみられます。また、中心人口が45歳～49歳であり、将来的に急激な高齢化が進むことが予測されます。

【平成17年（2005年）】 人口：70,816人



資料：国勢調査

【令和3年（2021年）】 人口：84,775人

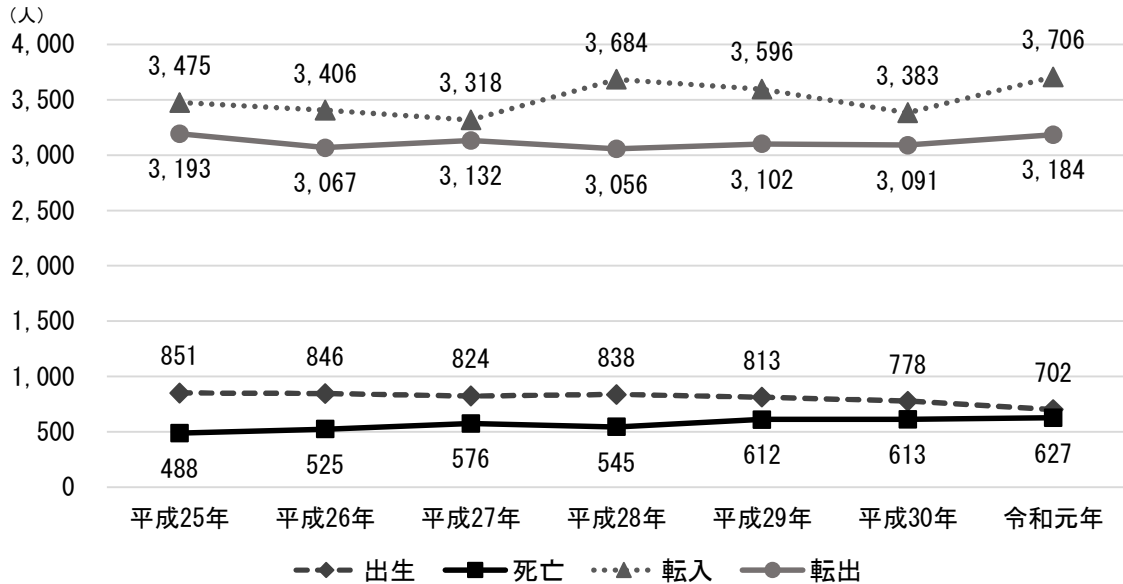


資料：住民基本台帳（各年9月末現在、外国人人口含む）

③ 人口動態

平成 25 年から令和元年にかけて、自然動態では出生が死亡を上回って推移していますが、その差は縮まりつつあります。

社会動態では転入が転出を上回って推移しており、人口増加の要因となっていることがわかります。



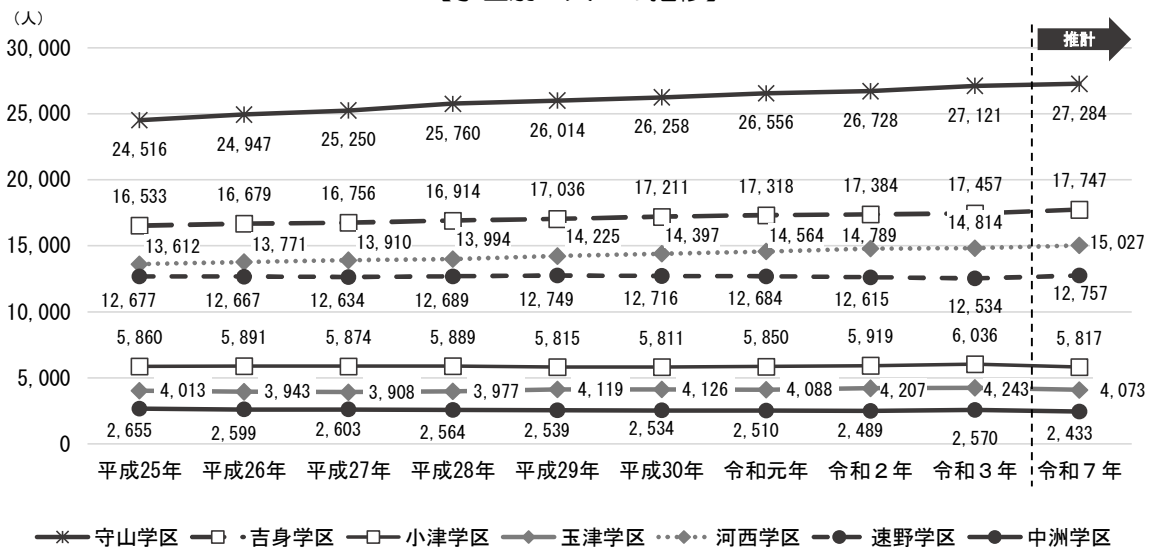
資料：守山市統計書

④ 学区別人口と高齢者人口の推移

平成 25 年から令和 3 年にかけて、守山、吉身、河西学区は人口増、速野、小津、玉津学区は増減を繰り返して推移しています。中洲学区は、年々減少傾向となっていました、令和 3 年は前年と比べ増加しています。

令和 3 年から令和 7 年にかけては、守山、吉身、河西、速野学区では増加、小津、玉津、中洲学区では減少することが見込まれています。

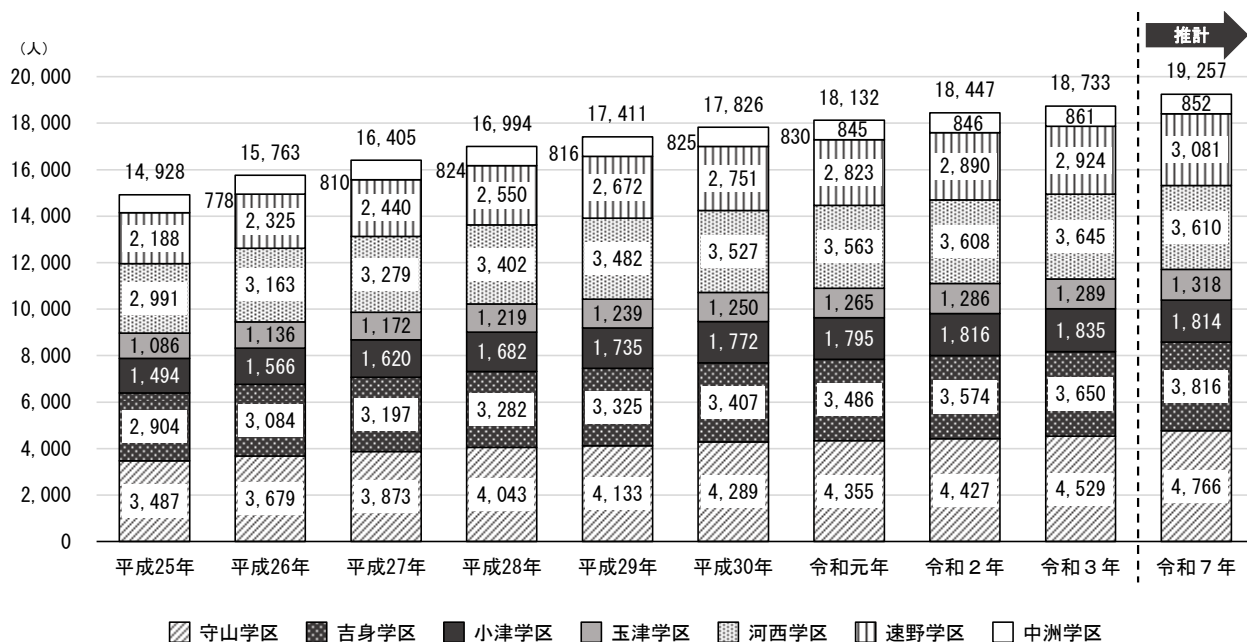
【学区別 人口の推移】



資料：令和 3 年まで住民基本台帳（各年 9 月末現在、外国人人口含む）、令和 7 年「守山市人口ビジョン(R2 改訂版)」（人口展望）より

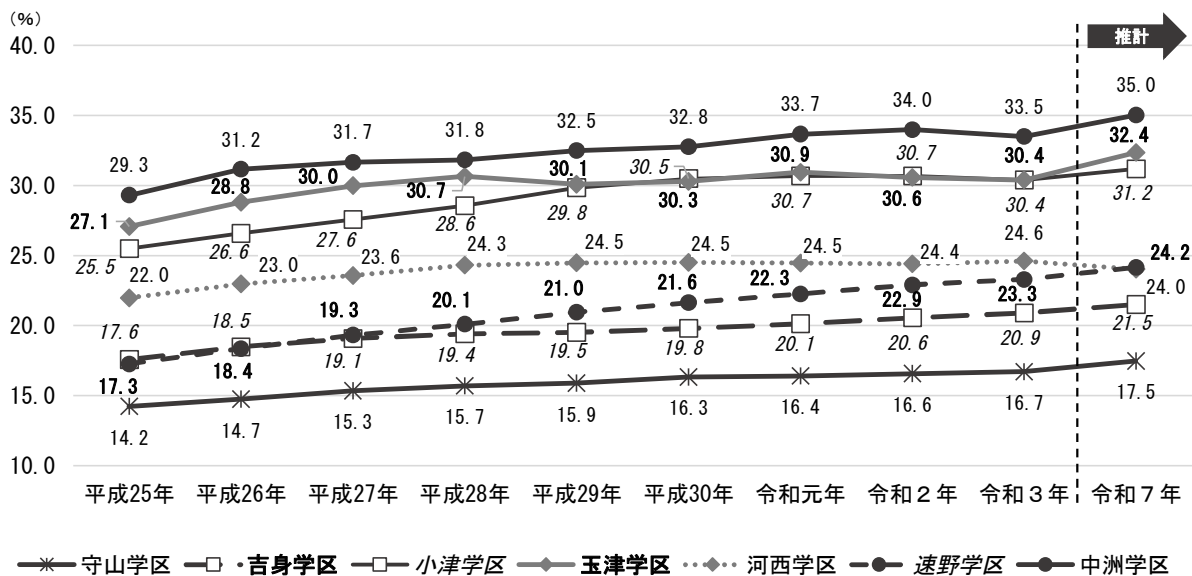
いずれの学区も、平成25年から令和3年にかけて、高齢者人口が増加しています。
 高齢化率は、増減しながら推移している学区もみられますが、平成25年と令和3年を比較すると、いずれの学区も高齢化率は上昇しています。
 令和3年から令和7年にかけては、河西学区を除くすべての学区で高齢化率が上昇することが見込まれています。

【学区別 高齢者人口の推移】



資料：令和3年まで住民基本台帳（各年9月末現在、外国人人口含む）、令和7年「守山市人口ビジョン(R2改訂版)」（人口展望）より

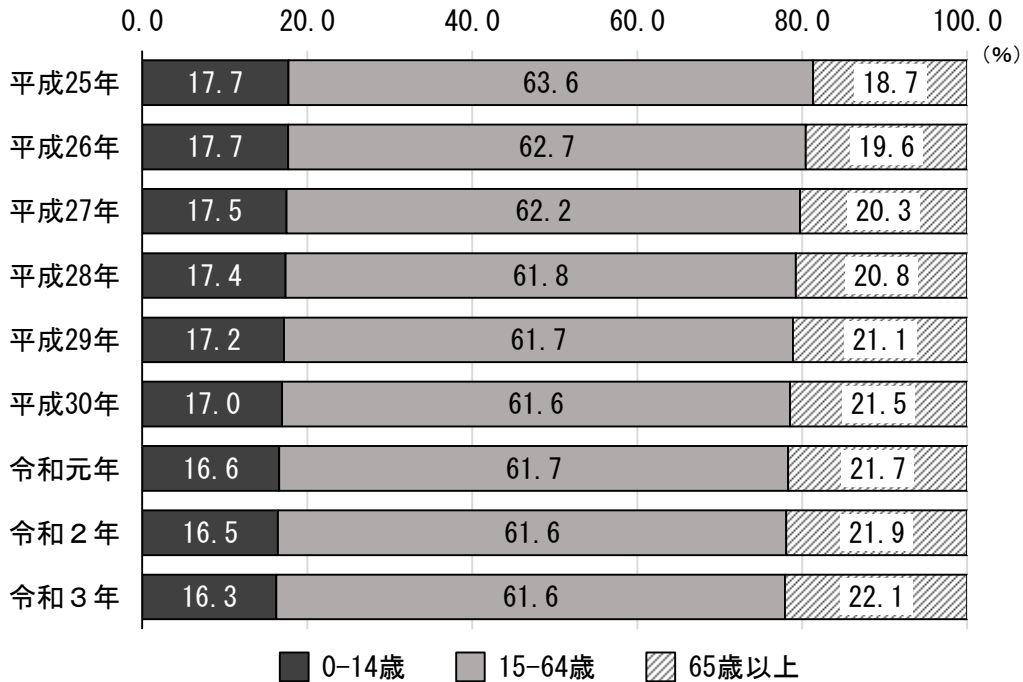
【学区別 高齢化率の推移】



資料：令和3年まで住民基本台帳（各年9月末現在、外国人人口含む）、令和7年「守山市人口ビジョン(R2改訂版)」（人口展望）より

高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は、年々上昇しています。

【市全体 年齢3区分別人口の構成比の推移】



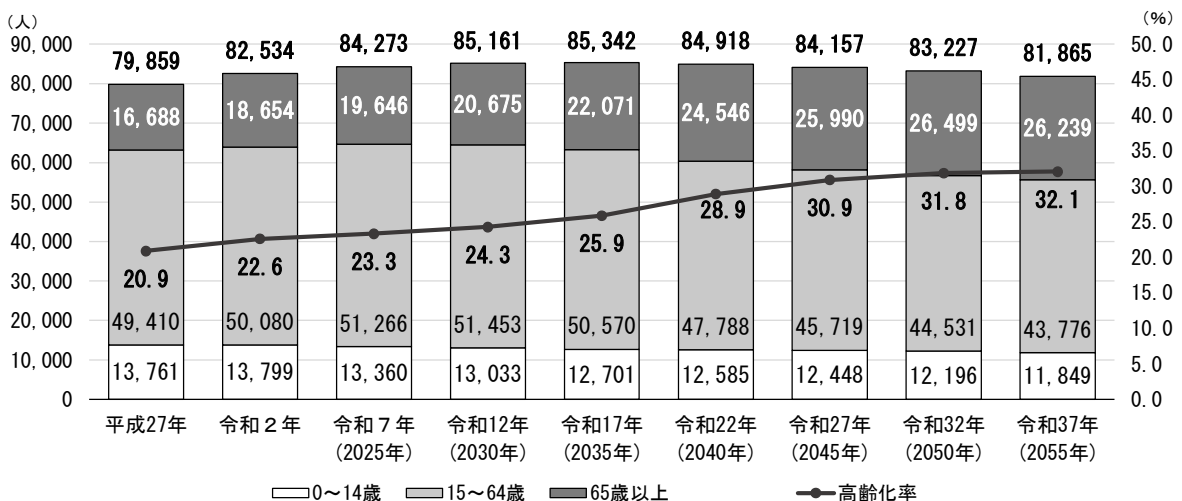
資料：住民基本台帳（各年9月末現在、外国人人口含む）

⑤ 将来人口の推計（国における人口推計）

平成30年（2018年）の国立社会保障・人口問題研究所人口推計によれば、本市の人口は令和17年（2035年）から令和22年（2040年）にかけて減少に転じる見込みであるとされています。

また、高齢化率は、令和37年（2055年）には32.1%と見込まれています。

【市全体 人口推計】



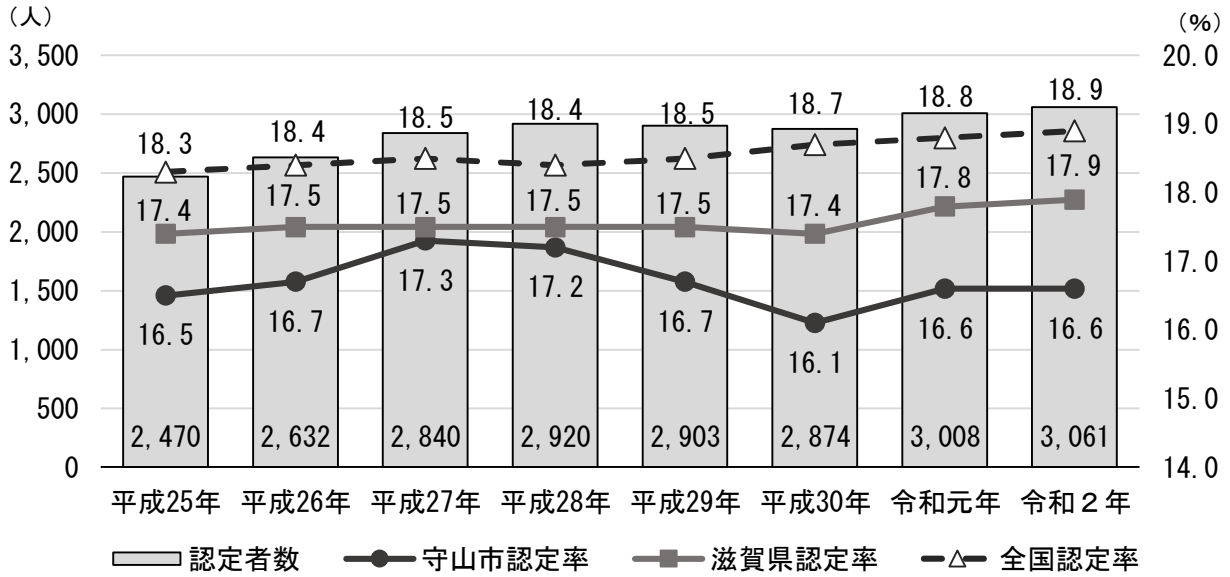
資料：「守山市人口ビジョン(R2改訂版)」（国による推計）より
 国勢調査人口を基準とする平成30年（2018年）の国立社会保障・人口問題研究所の推計です。

(2) 福祉を取り巻く状況

① 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。
 認定率は16%から17%台で増減しながら、全国・滋賀県の認定率を下回って推移しています。

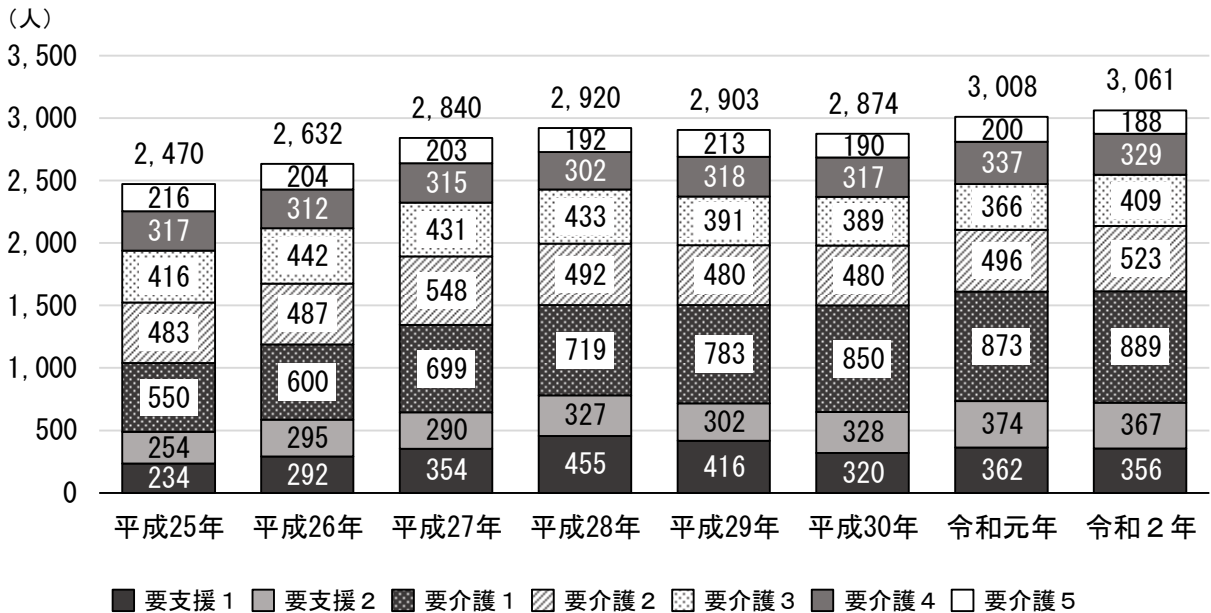
【要支援・要介護認定者数、認定率の推移】



(守山いきいきプラン 2021 より)

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

【要支援・要介護度別 認定者数の推移】



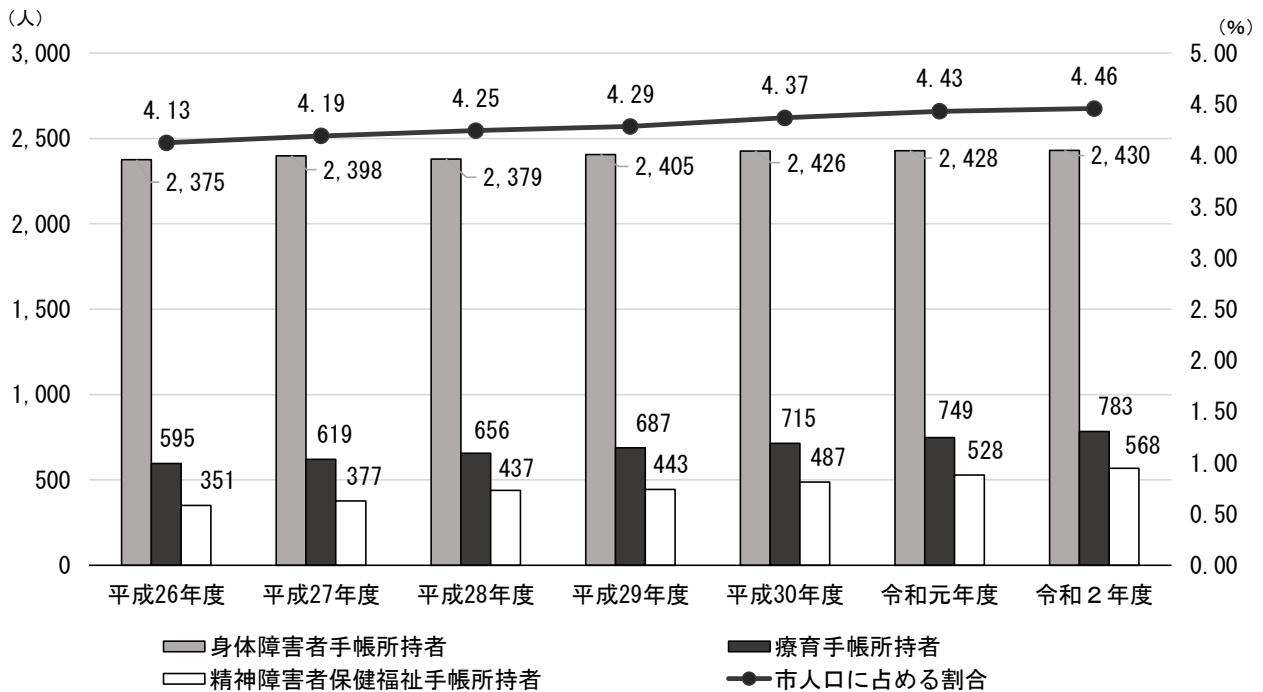
(守山いきいきプラン 2021 より)

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

② 障害のある人の状況

障害者手帳所持数は、身体障害者手帳を持つ人が最も多く、3手帳を合わせた所持者は令和2年度末現在、3,781人で市人口に占める割合は4.46%となっています。

また、精神障害者手帳所持者が平成26年度対比で1.5倍になるなど急激な増加があります。



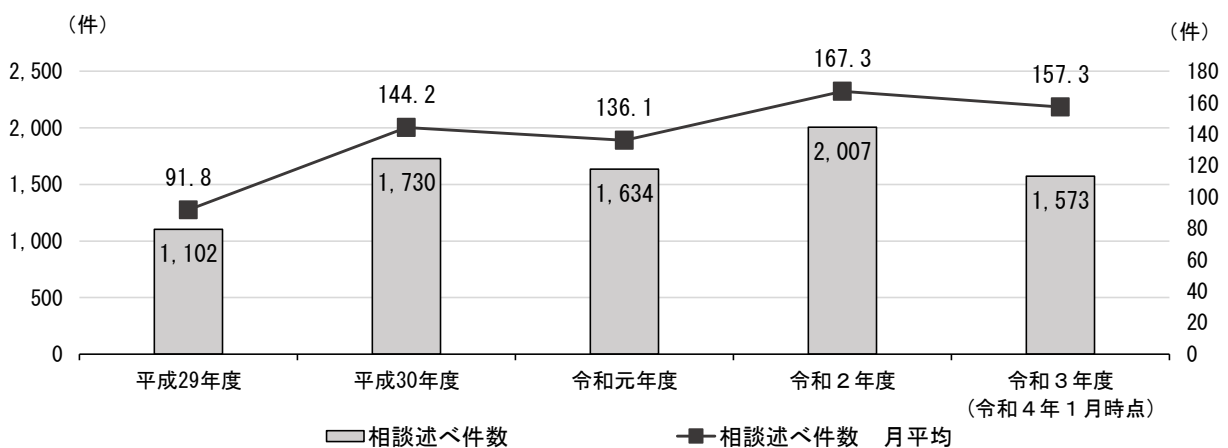
資料：もりやま障害福祉プラン 2021 より
※市人口に占める割合は住民基本台帳(9月末現在)の人口をもとに算出

③ 支援を必要とする人の状況

生活支援相談課における相談件数は平成29年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により増加しています。

また、これまで見えていなかった課題も表出されています。

【生活支援相談課 相談件数】



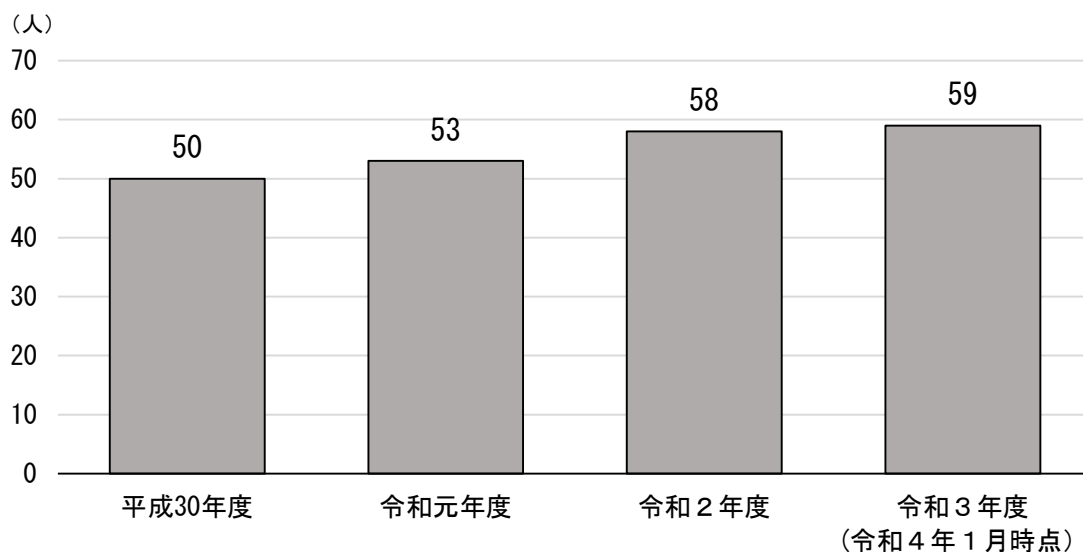
※生活困窮相談、市民相談、消費生活相談の合計数(令和2年度以前の消費生活相談は市民協働課で実施)

資料：生活支援相談課より

市の関係課※が関わっているひきこもり支援の人数は60人程度で推移しています。

※生活支援相談課、発達支援課、すこやか生活課、商工観光課、障害福祉課

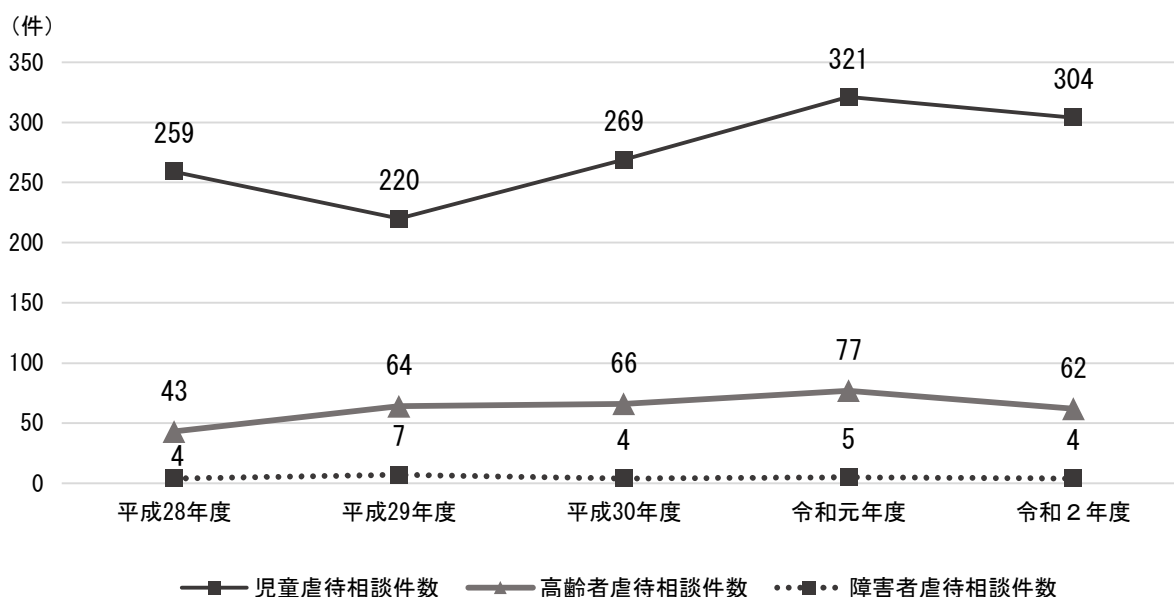
【ひきこもり支援の人数】



資料：生活支援相談課より

児童、高齢者の虐待相談件数は平成28年度から比較すると増加しています。
障害者虐待についてはほぼ横ばいで推移しています。

【虐待相談件数】



資料：各担当課の事業実績より作成

児童虐待相談件数：子育て応援室より

高齢者虐待相談件数：長寿政策課より

障害者虐待相談件数：障害福祉課より

3 第3期計画の取組と評価

第3期計画では、「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、3つの基本方針を定め、7つの基本施策を展開してきましたが、全体としては、目標未達成となりました。要因としては、暮らしの変化による関係の希薄化、暮らし・生活様式・意識の変化による活動の多様化が考えられ、一人ひとりに応じた多彩な活動やコミュニティのあり方がより求められるようになってきていると考えられます。基本方針それぞれの進捗や取組の状況の結果から、課題および今後の方向性を検証しました。

基本方針Ⅰ つながるまちづくり

- 地域における支援ネットワークの構築を推進
- 制度の狭間にある人の支援や見守りネットワークづくりの推進
- 市社協との連携・協働による、学区社協をはじめとした地域福祉活動の支援

【成果指標】

成果指標	平成26年度 (当初)	令和元年度 (実績)	目標値
困ったときに頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	57.8%	53.2%	70.0%
災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合	35.8%	32.9%	45.0%

資料：第5次守山市総合計画にかかる市民意識調査報告書

主な取組の成果

(1) 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり

- 「わ」で輝く自治会応援報償事業（「話」）
 - …自治会開放・寺子屋・介護予防につながる取組等を実施。
 - 平成27年度実績：59自治会 2,540千円
 - 令和2年度実績：57自治会、1,920千円
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
 - …民生委員・児童委員による生後3か月と1歳児のいる家庭への訪問を実施。
 - 平成27年度実績：829件（3か月）、883件（1歳児）
 - 令和2年度実績：741件（3か月）、760件（1歳児）
- 避難行動要支援者対策
 - …平常時から避難支援体制づくりなどの事前の準備として、避難行動要支援者名簿を作成し、事前に避難支援等関係者へ名簿情報を提供。
 - 平成30年度実績*：3,144人（同意者の名簿）6,079（全員名簿）
 - 令和2年度実績：3,539人（同意者の名簿）7,087人（全員名簿）
 - ※平成30年度より「守山市避難行動要支援者名簿に関する条例」の施行に基づく名簿の作成を実施
- 民生委員・児童委員の活動
 - …行政とのパイプ役として、地域での困りごと相談や見守り活動を実施。
 - 訪問件数 平成27年度：33,941件 令和2年度：37,899件

主な取組の成果

(2) 各地域の特色ある福祉のまちづくり

● 社会福祉協議会活動推進事業

…市社協と連携・協力した地域福祉活動の推進。
(令和2年度実績：もりやま地域共生大会の開催)

課題

- つながりの希薄化やボランティア、民生委員・役員の担い手不足、高齢化に伴う自治会等の運営の負担感の増大。
- サロンや居場所づくりへの参加者の固定化。
- 活動等に参加することなく、介護や子育てで孤立している世帯（人）が存在。
- 避難行動要支援者名簿の同意者が全体の約半数程度に留まっており、関係団体、地域、当事者の理解促進が必要。
- 地域における自主的な取組のさらなる推進が必要。

今後の方向性

- 新たな担い手の発掘。
- 地域の実情や暮らしの変化に合わせた、ニーズに対応した新たなつながりの機会の創出。
- 孤立防止に向けた、地域の団体や住民と連携したネットワークづくりや支援を必要とする人の早期発見。
- 避難行動要支援者名簿の具体的な活用および、個別支援プランの策定。
- 市内全域においてそれぞれの地域に応じた取組が進展するよう、先進事例の情報発信を実施。

【もりやま地域共生大会】



【こんにちは赤ちゃん訪問】



基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり

- 誰もが社会参加するための機会の創出
- 性別、年齢、国籍等の多様性を認め、あらゆる人権を尊重する地域の構築
- ボランティア活動内容への理解・促進。ボランティア活動の活性化支援

【成果指標】

成果指標	平成 26 年度 (当初)	令和元年度 (実績)	目標値
守山市をふるさとと感じている市民の割合	64.7%	57.7%	80.0%
仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	41.7%	49.0%	70.0%

資料：第5次守山市総合計画にかかる市民意識調査報告書

主な取組の成果

(1) 気軽に社会参加ができ、そこから交流の「わ*」が広がるまちづくり

● いきがい活動ポイント事業

…ボランティア活動を行った際に商品券や自治会等への寄付ができるポイントを付与。

平成 27 年度実績：活動人数（延べ）2,330 人（登録者数 265 人）

令和 2 年度実績：活動人数（延べ）1,415 人（登録者数 301 人）

● ファミリー・サポート・センターの運営

…育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行うことができる人（まかせて会員）のマッチングを実施。

平成 27 年度実績：おねがい会員 507 人、まかせて会員 200 人

令和 2 年度実績：おねがい会員 598 人、まかせて会員 155 人

● 守山市市民提案型まちづくり推進事業

…応募団体からのまちづくり活動に関する提案を審査し、採択したものに対してその活動に必要な経費を助成。

平成 27 年度：19 団体 2,373 千円 令和 2 年度実績：8 団体 1,768 千円

(2) 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進

● 社会人権教育推進事業

…自治会の人権・同和問題学習会や、広報紙「ふれあいもりやま」の発刊や「ふれあいもりやま展」を開催。

平成 27 年度実績：自治会人権・同和問題学習会 70 自治会 145 回開催

令和 2 年度実績：自治会人権・同和問題学習会 62 自治会 91 回

(3) 楽しさと感動が共有できる活動への支援

● ボランティアの育成および支援

…ボランティア登録者数

平成 27 年度 64 グループ 1,806 人 令和 2 年度 63 グループ 2,928 人

*本市では、輪（人のつながり・絆）、和（協力し合う関係）、話（対話、コミュニケーション）、環（環境、循環型社会）の「わ」を基に様々な形で市民を主役としたまちづくりを進めています。

課題

- 高齢者や障害者、ひきこもりの人などの社会参加の機会や場のさらなる拡大が必要。
- 情報化、高齢化、国際化等の進展による人権問題の多様化。
- ボランティア活動者の高齢化・固定化。

今後の方向性

- 社会参加に向けたきっかけづくりの推進。
- 趣味、特技や経験を生かせる場づくりの支援。
- 身近な相談窓口の周知や、相談支援機能の充実。
- 参加しやすい活動や気軽に楽しめる活動の創出の検討。

【活動の様子】（市民提案型まちづくり推進事業採択団体）



基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

- 誰一人取り残さない相談体制の整備
- 安心して自宅で暮らすための各種事業の利用促進
- 安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

【成果指標】

成果指標	平成 26 年度 (当初)	令和元年度 (実績)	目標値
障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまち と思う市民の割合	34.4%	28.4%	50.0%
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	35.9%	32.9%	50.0%
安心して子どもを産み育てられるまちと思う 市民の割合	46.4%	49.4%	51.0%

資料：第5次守山市総合計画にかかる市民意識調査報告書

主な取組の成果

(1) みんなが住みやすいまちづくり

● 地域包括ケアシステムの構築

…高齢者の身近な地域における相談体制の充実を図った。
(平成 28 年に北部、平成 31 年に南部、令和 3 年に中部地区地域包括支援センター
を設置)

● 生活困窮者自立支援事業

…生活に困窮している人への相談支援を包括的に実施。
(令和 2 年度実績：自立相談支援事業 実相談件数 667 人)

● 高齢者、障害者、児童等への虐待の早期発見・早期対応

…高齢者虐待相談件数 平成 28 年度 43 件 令和 2 年度 62 件
児童虐待相談件数 平成 27 年度 253 件 令和 2 年度 304 件

● 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度利用促進事業

…判断能力が十分ではない方への支援を実施。
地域福祉権利擁護事業 平成 27 年度実績：利用登録者 54 件
令和 2 年度実績： 利用登録者 69 件
成年後見制度利用促進事業 平成 27 年度実績：高齢者 34 件、障害者 16 件
令和 2 年度実績： 高齢者 41 件、障害者 15 件

(2) みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

● 安心できる福祉サービス利用への支援

…市が所轄している社会福祉法人に対し、現地監査の実施。また、第三者評価制度の導入を推奨。

社会福祉法人指導監査 平成 27 年度 5 法人 令和元年度※ 3 法人

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし。

課題

- 制度の狭間や複合的な課題への対応が必要。
- 身近に相談を受けることができる環境整備が必要。
- 虐待相談件数が増加していることから、支援を必要とする人の早期発見・早期支援が必要。
- 支援を必要としている人に情報を届けるための周知方法の検討が必要。
- 第三者評価制度を導入している施設数が増えていない。

今後の方向性

- 包括的な支援体制の整備。
- 支援を必要とする人の早期発見を目的としたアウトリーチ（訪問支援）の充実。
- SNS等の活用や、情報弱者に対する周知方法等の検討。
- 監査等を実施する中で第三者評価制度の導入について推奨を行う。

守山市の地域包括支援センター

基幹型 地域包括支援センター



▶すこやかセンター1階

北部圏域（河西・速野・中洲）



▶北公民館内
▶平成28年10月開所

南部圏域（守山・小津）



▶エルセンター敷地内
▶平成31年4月開所

中部圏域（吉身・玉津）



▶すこやかセンター2階
▶令和3年4月開所

4 学区懇談会・ワークショップの結果について

第4期計画の策定に向けて、より幅広い市民の声を計画に反映するため学区懇談会およびワークショップを開催しました。

学区懇談会

学区社協の地域福祉推進員を中心とした福祉関係者にヒアリングを実施しました。

学区	開催日	参加人数
守山学区	令和元年9月18日(水)	31人
吉身学区	令和元年9月6日(金)	28人
小津学区	令和元年9月4日(水)	26人
玉津学区	令和元年9月19日(木)	26人
河西学区	令和元年10月28日(月)	34人
速野学区	令和元年9月27日(金)	36人
中洲学区	令和元年9月26日(木)	22人

(参加者は守山市社会福祉協議会職員、市職員を含む)

【主な意見】

- マンションが増え住民同士のつながりが希薄化している。
- 新しく入ってきた若い世代と、従来からの住民がどうつながっていくかがカギとなる。
- 福祉は、自分の暮らしている地域をどうしていきたいか考えることであり、「地域づくり」である。
- 今の時代に福祉を地域だけで委ねられるのは重過ぎる。
- ボランティアも自治会役員も高齢者で負担。働きながら自治会運営を担うのも負担。
- やるときは楽しくやるようにしている、そうじゃないと続かない。
- 民生委員と福祉協力員が月1回、地域を歩くようにしている。そうすると声をかけてもらえるようになった。
- 生活支援活動は高齢化の高い地域では難しい。
- 子育てや高齢者サロンなどの居場所づくりは行われているが、参加者が固定化されている。
- 高齢者の社会参加の選択肢が多くなった昨今、サロンや敬老会など、決まった枠に押し込む必要はなくなってきた。
- 引きこもりについて、正しく伝えるのは行政の役割だ。
- 孤立している人、閉じこもっている人がたくさんおられる。
- 行事に若い世代が多く参加している。子どもを通じてつながることが大切。
- 活動を通して自身のいきがいや住民とのつながりをつくるなど、持ちつ持たれつの関係づくりも生まれている。

ワークショップ

公募で参加の市民によるワークショップでは2つのグループに分かれて、①守山市の良いところ、②今後の心配や不安に思っていること、③今後の心配や不安を安心に変えるにはどうしたらいいか?の3つのテーマについて話し合っていました。

開催日	場 所	参加人数
令和3年6月20日(日)	守山市立図書館 集会室	9人

【主な意見】

- 守山市の良いところ
道路が整備されている、医療機関が充実、通勤・買い物が便利、
自然が豊か、人情・懐の深い人が多い、自治会活動が活発、治安が良い、災害が少ない
- 今後の心配や不安に思っていること
駅周辺と他の地域との格差、
人間関係の希薄さ、今後就職や結婚で守山を離れたらまちとどう関わるか、
ヤングケアラーやネグレクトが起こっていないか心配、
施設を退所した18歳以上の居場所が少ない、
交流が少ない(高齢者と若年層、新住民と旧住民、施設と地域)
地域活動に若い世代が参加しづらい
- 今後の心配や不安を安心に変えるにはどうしたらいいか?
地域活動でのICTの活用や活動の棚卸(改革の目線や負担の軽減につなげる)、
地域活動の核となる人材の育成、“見える化”をして若い人の不安を解消する、
多くの人が一に関わる、誰かに任せるのではない、
情報の発信方法の工夫

【ワークショップのようす】



5 守山市の地域福祉をめぐる現状と課題の整理と次期計画のポイント

現状と課題の整理

2 統計データからみる現状 (P6)

市の客観的な状況

人と人、人と地域のつながりの希薄化

「ちょっとした」支援が人と人とのつながりの中で行われ、支え合ってきた社会は、産業構造の変化、個人主義の進展などの様々な要因により、人と人、人と地域の関係が希薄化した社会的包容力の弱い社会へと移り変わってきています。

地域では、高齢化や世帯構成の変化、マンションの増加などにより、住民同士の交流が減少している状況もあります。このような変化の中で、一人ひとりの活躍の場の縮小や孤立、地域への無関心などの課題が浮き彫りになっています。

地域の担い手の不足と高齢化

高齢化や地域への関心の希薄化に伴い、地域活動の担い手が不足している状況があります。地域活動の中心を担ってきた民生委員・児童委員や自治会役員、ボランティアなど的高齢化・固定化もみられ、活動者への負担も増大しています。

また、活動者の負担が大きいイメージが芽生え、若い世代が活動へ参加しにくくなり、次世代のなり手が不足するという悪循環にもつながっている状況があります。

3 第3期計画の取組と評価 (P16)

取組の状況

暮らしの変化

核家族や単身世帯の増加、共働き世帯の増加、若者の転出など世帯構成や家族のあり方は大きく変化しています。これ自体は問題ではありませんが、家庭における支え合いの機能の弱体化や、家庭内での孤立といった問題につながる可能性もあります。

また、就労形態の多様化などにより、地域活動への参加がより難しいものとなっている状況もあります。参加したくても参加できないという人や若者の参加を促進するためにも、地域活動のあり方については、暮らしの変化に合わせた見直しが必要となっています。

複合的な課題、制度の狭間の問題の顕在化と増加

高齢化率の上昇、後期高齢者の増加等に伴い、要支援・要介護認定者や認知症のある高齢者など、日常生活において支援を必要とする人・世帯が増加している状況があります。さらに、生活困窮や虐待、家庭や地域からの孤立など、様々な課題が個人や世帯の中で複合・複雑化している状況があります。また、ひきこもりなどの制度の狭間の問題も増加している傾向があります。

人と人、人と地域のつながりが希薄になるなかでは、このような課題が地域に埋もれてしまう恐れもあることから、課題を抱えた人の社会参加の機会や場の拡大、早期発見・早期支援の仕組みづくりや分野を超えた連携体制の構築が課題となっています。

4 学区懇談会・ワークショップの結果 (P22)

市民からみた地域の状況

さらにこれからは… (今後予想される変化)

▶ 人口減少社会の到来

守山市の人口は増加傾向にあるが、2035年以降は減少へ。

▶ 生産年齢人口の減少 (担税力のある人の減少)

年少人口(0~14歳人口)、生産年齢人口(15~64歳)は将来的に減少する一方で、高齢者(65歳以上人口)の比率は増加が続き、2055年には32.1%に達する見込み。

▶ 社会の変化に合わせた基盤整備が必要に

今後予想される様々な社会の変化に合わせて、市民のニーズや地域の課題に応じた、福祉サービスや制度、住環境の整備が必要に。

第4期計画のポイント

1. これからの地域における支え合いのあり方、互助・共助の再構築の促進

民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどを中心に、地域で「支える」活動を展開してきました。地域の困りごと相談や見守り活動、集いの場の開催など様々な活動が進められるとともに、自治会内において、地域住民がそれぞれに役割を持ち、地域のつながりや支え合いの関係を構築してきました。しかしながら昨今の社会経済情勢の変化に伴い、担い手の不足や高齢化、固定化による負担の増大、受け手のニーズの多様化による活動の限界、暮らしの変化に合わせた活動の見直し等が大きな課題となっています。

このことから、一人ひとりの地域での活躍がそれぞれの立場を超えてつながり、多様な「支え合う」活動が重層的に展開する仕組みをつくり、新しい価値を共創しながら、地域における支え合いの再構築を目指すことが重要となります。

2. 住民一人ひとりが持つ力を引き出し、誰もが生きがいを持って暮らせる機会の創出

地域のつながりの希薄化や担い手不足などにより、従来のように、支援を必要とする人を家庭や地域において支え合うことが難しい状況になっています。

このような中、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域をつくっていくためには、一人ひとりが自分の可能性や意識、関心、状況等に応じて、楽しさやワクワクを感じながら、社会や地域に「自分ごと」として関わるができる機会をつくることが重要となります。

3. 包括的な支援の推進

支援を必要とする人の増加とともに、制度の狭間や複合的な課題など、地域の福祉課題が複雑化・多様化しており、地域だけでは対応が難しい状況となっています。また、地域のつながりが希薄化していくことで、支援を必要とする人が地域で潜在化する可能性もあります。

包括的な支援体制の構築に向けて、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」を一体的に実施し、長期的な展望をもちながら、「安心した暮らし」、「一人ひとりの活躍」、「地域における支え合い」を下支えする包括的な支援体制の整備に取り組むことが重要となります。

第3章 基本理念と基本方針

第3章 基本理念と基本方針

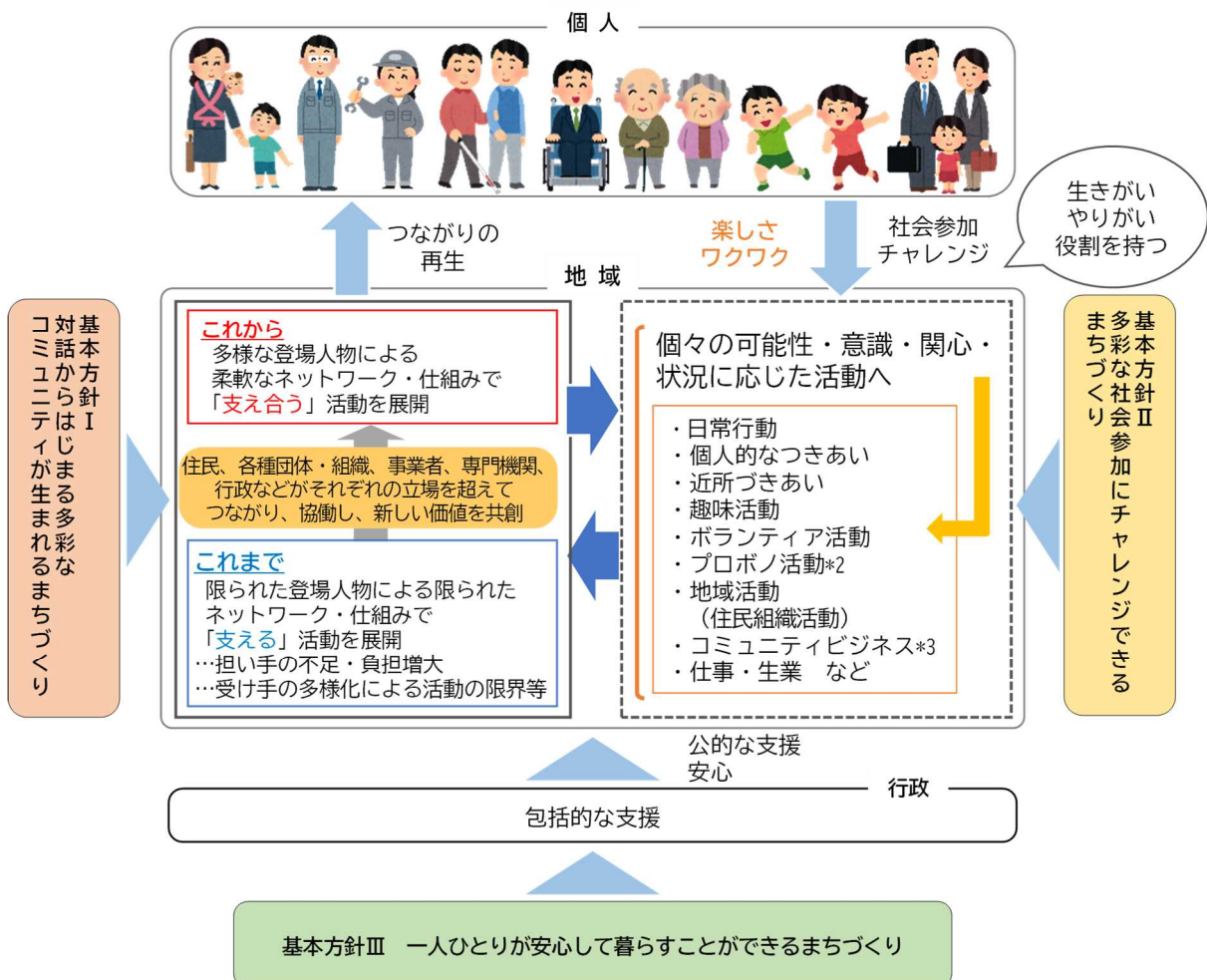
1 基本理念

これまでの本市での地域福祉の取組とともに、本市の地域福祉をめぐる現状と課題を踏まえ、本計画で目指すべき「守山市の地域共生社会の姿」を基本理念として掲げ、市民や地域の多様な主体のみなさんと共有し、まち全体で地域福祉を推進します。

【基本理念】

人と人がつながり、 自分らしく安心して暮らすことができるまち

多彩なコミュニティの創出による支え合いの再生・共創^{*1}、市民一人ひとりの多彩な社会参加やチャレンジ、包括的な支援を可能とする環境を整備することにより、人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち・守山



*1 共創：多様な立場の人が協力し、共に新しい活動をつくること
*2 プロボノ活動：専門知識やスキルを活かして行う社会貢献活動
*3 コミュニティビジネス：地域資源や人材を活かして地域課題を解決する事業

2 基本方針

基本理念「人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」の実現に向けて、まち全体で取り組むべき内容を基本方針として設定します。

なお、基本方針については、福祉分野だけではなく、産業、環境、教育などの様々な分野を超えた連携により、関連する取組を進めていくことになります。

基本方針Ⅰ 対話からはじまる多彩なコミュニティ*1 が生まれるまちづくり

世代や職業などを超えて様々な人が集い、交流し、語り合うことで、社会や暮らしの変化を踏まえた既存活動の再活性化や、新たな活動などの創出を促進するとともに、活動の創出・継続を伴走支援する機能を強化することで、地域における支え合いの再生と共創を目指します。

*1 コミュニティ：人々が関わる空間的、時間的、人間的な「場」。地域の施設であったり、集まりや、組織であり、ネットワークやインターネット、バーチャル（仮想的）な場も含まれます。
(参考：「自立型地域コミュニティへの道」ぎょうせい/国土交通省総合政策局監修、2004)

基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

市民の誰もが、生きがいや役割、楽しさ、喜びなどを持ち続けることができるよう、個々の可能性・意識・関心・状況に応じた活動へ踏み出すきっかけづくりを推進することで、一人ひとりに応じた多彩な社会参加を促進し、自分らしい生き方の実現と人とのつながりの回復を図ります。

基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

市民の誰もが人としての尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤となる包括的な支援体制の整備・充実に取り組み、セーフティネットを構築・強化します。



3 施策体系

【基本理念】
人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち



基本方針	中 施 策	小 施 策
Ⅰ まちづくり 対話からはじまる多彩な コミュニティが生まれる	1) 地域やNPO等による活動・ コミュニティの活性化	ア 自治会や学区社協、民生委員・児童委員などの 地域単位での活動の活性化
		イ NPOやボランティアなどテーマ単位での 活動の活性化
	2) 多彩な活動・コミュニティの 創出	ア 多彩な活動・コミュニティ創出に必要な資源 (資金・人材・場所等)の確保支援(新)
	3) 活動・コミュニティの 伴走支援機能の強化	ア 地域活動・コミュニティの見える化・ ネットワーク化
イ 地域活動・コミュニティへの相談支援・ コーディネート機能の強化		
Ⅱ まちづくり 多彩な社会参加に チャレンジできる	1) 社会参加・チャレンジに 向けた意識・関心の醸成	ア ライフステージに応じた教育・学習の推進
		イ 社会参加への意識・関心を高める ための情報発信
	2) 社会参加・チャレンジの 実践	ア 社会参加のきっかけとなる場づくり(新)
		イ 社会参加の実践に対する支援(新)
Ⅲ まちづくり 一人ひとりが安心して 暮らすことができる	1) 人を中心とした暮らしの 基盤整備・充実	ア 福祉基盤の充実
		イ 権利擁護支援の充実
		ウ 移動・交通手段の充実
		エ 住宅確保要配慮者への支援(新)
		オ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	2) 包括的な支援の推進	ア 包括的支援体制の整備・推進(新)

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり

1) 地域やNPO等による活動・コミュニティの活性化

自治会や学区社協、民生委員・児童委員、ボランティアグループなど、多彩なコミュニティによる活動への支援を行い、市民主体の地域福祉の推進の基盤となる活動・コミュニティの活性化、再生を図ります。また、身近な地域での活動・コミュニティの活性化を通じて、日常の見守りや緊急時の支援体制の構築・強化に取り組み、地域における支え合いの再生を図ります。

社会福祉協議会においては、様々な活動団体に積極的に向き、社会経済情勢や地域ニーズの変化を踏まえた活動・コミュニティの創出に向けた支援・コーディネートを行うなど中心的な役割を担い、活動・コミュニティの活性化を図ります。

成果指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
守山市をふるさとと感じている市民の割合	57.7%	80.0%
困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	53.2%	60.0%

第5次守山市総合計画（2021年改訂版）より

ア 自治会や学区社協、民生委員・児童委員などの地域単位での活動の活性化

住民同士が顔見知りや自然と支え合える関係を築くことが大切です。また、地域において住民自らが生活課題を解決する体制づくりを促進するとともに、誰もが気軽に相談でき、必要な支援につながるよう、民生委員等の活動を支援し地域の相談機能の充実を図ります。

さらに、一人ひとりの防災に対する意識づくりや自主防災組織の活動支援、緊急時・災害時に支援が必要な人への支援体制などの充実を通じて、地域の防災力の向上に取り組みます。

主な事業

- 「わ」で輝く自治会応援報償金事業（わ報償）
- 各種サロン
- まるごと活性化事業
- 生活支援体制整備事業
- 見守り支え合い活動
- 避難行動要支援者支援
- 自主防災組織の活動支援

イ NPOやボランティアなどテーマ単位での活動の活性化

市民による公益活動や福祉をはじめ様々な分野でのNPO活動、当事者団体、ボランティア活動など、テーマ型の活動に取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、多分野での活動や地域単位での活動等との連携を促進し、共通の目的や関心につながるテーマ単位での活動の活性化・再生に取り組みます。

主な事業

- 市民提案型まちづくり支援事業
- ふるさと納税を活用した豊かな市民活動応援事業
- 市民活動手引書（もり・まっち）
- ボランティアセンター

2) 多彩な活動・コミュニティの創出

市民による公益活動をはじめ、多様な主体による新たな活動・コミュニティの創出への支援に取り組みます。なお、新たな活動・コミュニティの創出にあたっては、コミュニティビジネスやクラウドファンディングなどの新たな手法等の活用の促進とともに、空き家等の今ある地域資源の積極的な活用などを通じて、より効率的・効果的な方法で取り組みます。

成果指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
まちづくり活動に積極的に参加したいと思う市民の割合	23.0%	35.0%

第5次守山市総合計画（2021年改訂版）より

ア 多彩な活動・コミュニティ創出に必要な資源（資金・人材・場所等）の確保支援（新）

既存の活動の立ち上げ支援に加え、地域課題の解決にビジネス的手法で取り組むコミュニティビジネスをはじめ、クラウドファンディングや休眠預金の活用など新たな資金獲得手法の普及、活用の促進に取り組むとともに、一人ひとりの可能性や意識・関心・状況に応じた活動を、地域における多彩な活動・コミュニティの創出につなげられるよう支援します。

また、活動を開始するために必要な場所や人材確保のため、既存の地域資源の活用や、人が集まり共創する場を設置するなど、新たな活動・コミュニティの創出につながる環境づくりに取り組みます。

主な事業

- 市民提案型まちづくり支援事業（再掲）
- 赤い羽根チャレンジ事業
- 活動資金獲得手法の拡大（クラウドファンディング、休眠預金の活用など）
- 人が集まり、共創する場の設置（「わたしの食堂」、コワーキング等）
- 地域資源（空き家等）の利活用の促進



3) 活動・コミュニティの伴走支援機能の強化

地域における活動・コミュニティへの伴走支援機能（資金面や場所、人材等の確保にかかる相談支援機能等）の強化に取り組みます。

また、各分野で活動する個人・団体をはじめ、多彩な活動・コミュニティのつながりを促進するための場・機会づくり、マッチング機能の拡充を通じて、相談支援やコーディネート機能の構築・強化に取り組みます。

成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
市民活動団体の登録数	340 団体	370 団体
市民ファシリテーター*登録者数	28 人	40 人

第5次守山市総合計画（2021年改訂版）より

*ファシリテーター：話し合いの場で参加者の意見を引き出しながら、合意形成を促進する進行役

ア 地域活動・コミュニティの見える化・ネットワーク化

地域単位での活動やテーマ型の活動の担い手などが、地域の現状・課題やそれぞれの役割等を理解・共有しさらなる連携が図れるよう、また、市民一人ひとりが地域での活動等の必要性・重要性や活動内容を理解できるよう、地域における福祉やまちづくり等に関する既存の活動や会議体の見える化を進めます。

主な事業

- 地域活動・コミュニティの周知
- 市民活動団体等のネットワーク化の推進

イ 地域活動・コミュニティへの相談支援・コーディネート機能の強化

既存の活動・コミュニティだけではなく、新たな活動・コミュニティも含めた多様な主体がそれぞれの立場を超えてつながり、協働し、新しい価値を共創するための場・機会づくりに取り組みます。

また、各主体がそれぞれの力を発揮し、互いに補完しながら地域課題等に対応していけるよう、中間支援機関における相談支援機能やマッチング機能の拡充を図り、ゆるやかな、そして柔軟かつ有機的なコーディネート機能の構築・強化に取り組みます。

主な事業

- 中間支援組織*の活性化・育成
- コーディネーターの発掘・地域資源を活かした活動支援

*中間支援組織：市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織のこと。地域福祉分野においては社会福祉協議会などが考えられる。

1) 社会参加・チャレンジに向けた意識・関心の醸成

市民一人ひとりの社会参加のベースとなる人権や福祉などに関する正しい理解の醸成に向け、継続的な教育・学習に取り組みます。

また、地域をはじめ、社会参加やまちづくりなどへの意識・関心を高めるよう、情報発信や場・機会づくりなどに取り組みます。

成果指標

指標名	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
生涯学習で学んだ事を地域活動などの場面で伝えたり教えたりしたことがある市民の割合	12.9%	15.0%

第5次守山市総合計画(2021年改訂版)より

ア ライフステージに応じた教育・学習の推進

人権や福祉などに関する正しい理解の醸成に向けて、学校教育や社会教育・生涯学習などを通じて、あらゆるライフステージに応じた継続的な教育・学習に取り組みます。

主な事業

- 学校におけるインクルーシブ教育
- 社会教育・生涯学習の充実(まなびのひとこえ)
- 人権教育および啓発活動の推進
- 心のユニバーサルデザインの普及・促進(もりやま地域共生大会など)

イ 社会参加への意識・関心を高めるための情報発信

多彩な社会参加に向けた意識・関心を高めるため、市ホームページや広報誌、SNSなど多様なメディアを活用した情報発信に取り組みます。

主な事業

- 地域活動・コミュニティの見える化
- まちづくりリーダー研修会
- 職業講話
- 創業セミナー

2) 社会参加・チャレンジの実践

社会参加・チャレンジのきっかけとなるよう、多様な人が気軽に集まり、交流・対話ができる場の充実を図ります。

また、地域で活躍できる場・機会づくり、社会参加の実践に対するインセンティブ*の提供など、より多くの人々が社会参加・チャレンジの実践に取り組めるよう多様な手段で支援します。

*インセンティブ：動機づけ

成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
この1年、ボランティアやNPO等に参加したことがある市民の割合	9.4%	15.0%

第5次守山市総合計画（2021年改訂版）より

ア 社会参加のきっかけとなる場づくり（新）

空き家等の地域の資源を活用し、多様な主体が交わり多彩な『社会参加』を生み出すきっかけづくりに取り組みます。

また、多様な市民が交流できる地域でのイベント・行事の促進を図るとともに、まちづくりや福祉活動だけではなく、起業・創業など、多分野での多彩な社会参加につながるイベント・機会の提供に取り組みます。

また、子どもや障害者、高齢者などをはじめ様々な立場の人が集い、交流・対話できる機会・場づくりに取り組みます。

主な事業

- 多世代、様々な属性交流の場づくり（食堂の運営、スポーツ、各種イベント等）
- 就労の場づくり（職業体験・就労訓練・中間的な就労*等）
- コミュニティの活性化・創出

*中間的な就労：様々な事情により一般就労に困難を抱える方が必要なサポートを受けながら働くこと。

イ 社会参加の実践に対する支援（新）

起業・ボランティア活動・地域活動などに踏み出すためのインセンティブを提供する仕組みづくりを進め、より多くの人々の社会参加の実践・継続を後押しします。

主な事業

- 社会参加に向けた個別相談支援（就労、起業、プロボノ等）
- 創業塾、地域での複業支援
- いきがい活動ポイント事業
- 高齢者いきいき活動推進補助金

1) 人を中心とした暮らしの基盤整備・充実

一人ひとりが自分らしく安心して暮らすため、高齢者、障害者、子ども、生活困窮、自殺対策など、各分野における支援の充実を図るとともに、日常生活や社会参加等の基盤となる交通・移動手段の確保・整備や住まいの確保等に向けた支援に取り組みます。

また、誰もが安心して暮らすことができるようバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、生活の利便性の向上に向けて取り組みます。

成果指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	28.4%	35.0%
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	32.9%	50.0%
安心して子どもを産み育てられるまちと思う市民の割合	49.4%	51.0%

第5次守山市総合計画（2021年改訂版）より

ア 福祉基盤の充実

高齢者、障害者、子ども、生活困窮、自殺対策など、各分野における支援の充実を図ります。

また、常に福祉制度・サービスを利用する本人（高齢者、障害者、子ども等）等の目線に立って各分野の福祉制度・サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉制度・サービスを必要とする人が、適切に選択し、利用できるよう、多様な機会・媒体を活用し、福祉制度・サービスに関する情報提供に取り組みます。

主な事業

- 高齢者福祉・地域包括ケアシステムの推進
- 生活困窮支援
- 虐待防止・DV対策
- 発達支援システムの充実
- 福祉制度に関する情報提供の充実

イ 権利擁護支援の充実

高齢者や障害のある人、認知症のある人など、すべての人の権利が守られ、自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関する制度の周知・啓発に取り組むとともに、各種関係機関との連携による権利擁護の支援に取り組みます。

主な事業

- 地域福祉権利擁護事業
- 成年後見制度利用促進事業（付随計画）

ウ 移動・交通手段の充実

路線バス等の利用が困難な方や自家用車を所持しない人など、日常生活での移動が困難な場合でも安心して移動できるよう、モーリーカー（乗合タクシー）の運行など、移動・交通手段の充実に取り組みます。

主な事業

- モーリーカー
- 福祉有償運送事業
- 福祉タクシー運賃助成

エ 住宅確保要配慮者への支援（新）

滋賀県居住支援協議会への参画を通じて、居住支援法人との連携を図り、住宅確保要配慮者に対して、入居支援等の情報提供や個別相談への対応を行います。

主な事業

- 住宅確保要配慮者への支援
- 居住支援法人との連携

オ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが安心して過ごすことのできる環境づくりを目指して、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設や公園の整備を推進します。

主な事業

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2) 包括的な支援の推進

高齢者、障害者、子ども、生活困窮、自殺対策など、各分野における支援に加え、各家庭、個人の抱える複合的な課題や制度の狭間等の課題へ対応するため、世代や属性を問わずあらゆる相談に対応できる体制を整備し、包括的な支援を実施します。

成果指標

指標	現状値	目標値(令和7年度)
守山市重層的支援会議における案件件数	11件 (令和4年1月時点)	36件

生活支援相談課より

ア 包括的支援体制の整備・推進(新)

家庭や個人が抱える複合的な課題や制度の狭間等の課題に対応するため、市において、包括的な相談支援の中心となる課を設置し、子ども、高齢部門などの関係各課や団体・機関等との連携を推進する仕組みを構築し、8050問題やヤングケアラーなどの制度の狭間の課題にも対応していきます。

主な事業

- 多機関連携による「家族まるごとの相談支援」(令和3年度から開始)
- ひきこもり支援



付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画

策定の背景と概要

支援を必要とする人の増加や地域課題の複合・複雑化が深刻となるなか、市町村では制度の狭間を埋める包括的な支援体制の構築が喫緊の課題となっています。

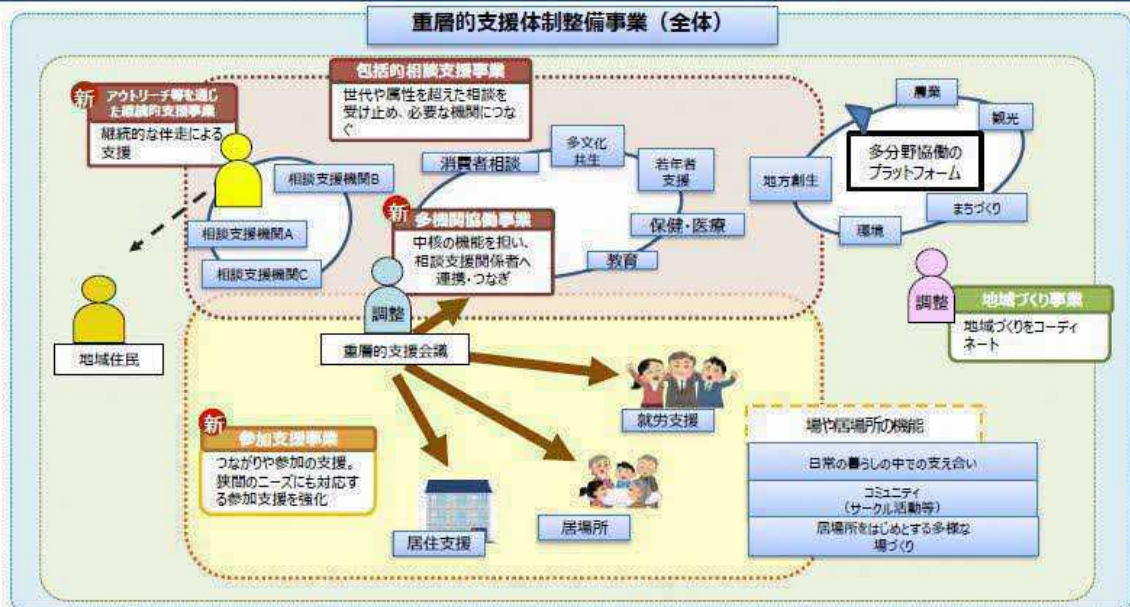
国では、令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されることになりました。重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業です。

重層的支援体制整備事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業となっています。

本市では、地域共生社会の実現を目指し地域福祉計画における基本方針を具現化するため、一体的に「守山市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、事業に取り組みます。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：厚生労働省

※ 国の制度等の動きについての詳細は第6章 資料編を参照

施策

①相談支援

■ 包括的相談支援事業（世代や属性等を問わない相談の受け止め）

相談者の属性（介護、障害、子ども等）、世代や相談の内容に関わらず、包括的に相談を受け止めます。

■ 多機関協働事業（複合化・複雑化した事例における関係機関の連携）

単独の支援機関では対応が難しい複雑・複合化した事例に関して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。

■ アウトリーチ等を通じた継続的支援（支援が必要な人の早期把握・訪問支援等）

支援が届いていない人、相談につながりにくい人を早期に発見するために、直接自宅などを訪問し、本人に必要な支援を届けることを目的に実施します。

②参加支援事業

■ 参加支援事業（支援対象者のニーズに沿った居場所・就労等社会参加の支援）

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的に実施します。

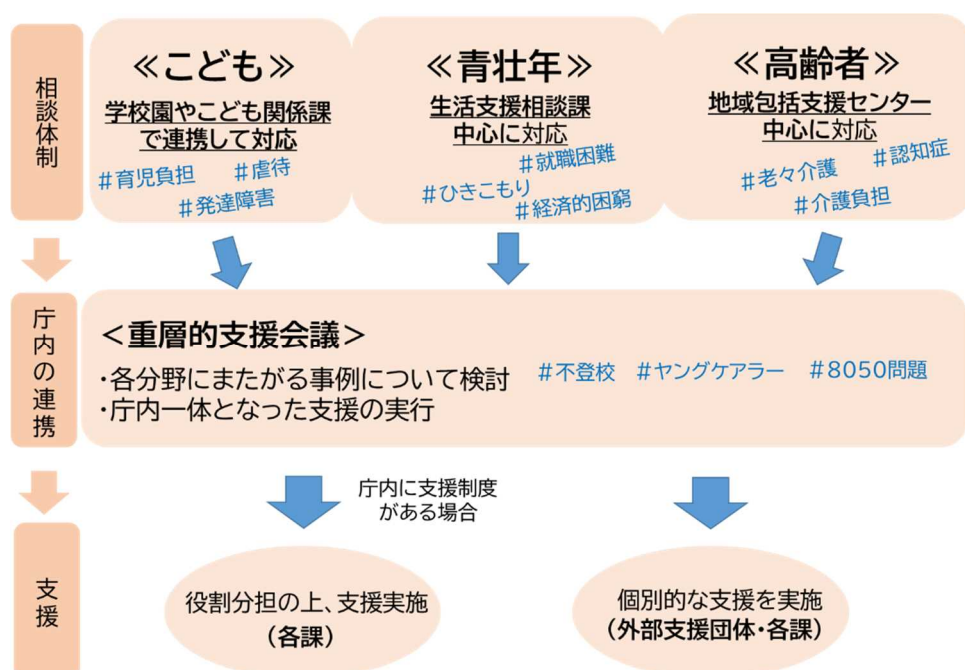
③地域づくり事業

■ 地域づくり事業（多世代交流の居場所づくり等）

地域において住民同士が出会い参加することができるよう、多世代の交流や多種多様な活躍の場を確保する地域づくりに取り組みます。

本市の取組

（１）家族まるごとの相談支援



(2) 多彩なつながりや社会参加の創出

➡ 誰もがつながりや活躍の機会をもてる場を充実します。

(1) 交流の場・居場所づくり

- ・ 地域ニーズの変化を踏まえた居場所づくりを進めます。
(転入子育て世帯・独居高齢者の増加など)
- ・ 誰もが集える場づくりを進めます。

(2) 一人ひとりに応じた社会参加の場づくり

- ・ 誰もが、生きがいや役割、楽しさ、喜びなどを持ち続けることができるよう、一人ひとりの可能性・意識・関心・状況に応じた社会参加へ踏み出すきっかけづくりを行います。

事例 誰もが集える場づくり（地域食堂の開設・運営）



1 色んな人が交流できる場

- 食事や買い物をきっかけに世代や属性を超えて様々な人が集い、自然と混ざり、対話することで、孤立の解消と新しい「つながり」づくりを促進します。

2 ソーシャルファーム

- 子育て中のお母さん、退職シニア、ひきこもり等就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働き、自信や意欲を醸成します。

3 社会参加に向けた中間支援

- 相談や人材・地域資源等のマッチング、自治会・NPO等地域の活動団体との連携、情報提供といった中間支援を行い、一人ひとりの社会参加を応援します。

重層的支援体制整備事業において実施する事業*および実施体制

※社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項各号に基づく事業

区分	実施する事業	実施体制	所管課
相談支援	地域包括支援センターの運営 【第 1 号のイ】	<p>地域包括支援センターの運営</p> <p>【支援対象者】 65 歳以上の高齢者等</p> <p>【実施方式】 直営：1 箇所（基幹型） 委託：3 箇所（圏域型） 南部・北部：社会福祉法人慈恵会 中部：社会福祉法人守山市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】 南部：1 箇所（エルセンター内） 中部：1 箇所（すこやかセンター内） 北部：1 箇所（北公民館内）</p> <p>【支援機関】 基幹型：市が運営し、圏域の後方支援と 3 圏域のセンターの総合調整に加え、認知症対策事業や一般介護予防事業等の高齢者施策を中心に担当している。 圏域型：より身近な地域で、きめ細やかな対応を行う相談支援や権利擁護などのケースワーク業務を中心に担当している。必要な専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師など）を配置し、専門性を活かしたチームで取り組んでいる。</p> <p>【業務の内容】 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の中核拠点として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等の業務を行い、介護・医療サービス関係者や地域支援者と協働しながら、高齢者やその家族の支援を行う。</p>	地域包括支援センター

区分	実施する事業	実施体制	所管課
相談支援	障害者相談支援事業 【第1号の口】	障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業) 【支援対象者】 障害のある人およびその家族等 【実施方式】 委託：一般社団法人守山・栗東障害者相談支援センター 【支援機関】 〔一般相談支援事業所〕：圏域2箇所 守山・栗東障害者相談支援センターみらいく 精神障害者地域生活支援センター風 〔特定相談支援事業所〕：市内12箇所 障害者相談支援センターあんず 障害者相談支援センターやじろべえ 風音 アンサンブル相談支援事業所 計画相談事業所リリーフ 相談支援事業所はなみずき 守山市児童相談支援事業ぽけっと 相談支援事業所「ふくみみ」 相談支援事業所悠 守山学園相談支援事業所ゆかり 相談支援事業所ビッグライフ 相談支援事業所ほえ～る 〔発達支援センター〕：市内1箇所 守山市発達支援センター(直営) 〔権利擁護〕：圏域1箇所 特定非営利活動法人成年後見センターもだま 【業務の内容】 一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、障害者相談支援センターの運営	障害福祉課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
相談支援	利用者支援事業 【第1号のハ】	利用者支援事業 【支援対象者】 子どもおよびその保護者等 【実施方式】 直営（福祉保健センター） 【圏域】 市内1か所 【支援機関】 すこやか生活課（母子保健型） 【業務の内容】 保健師・助産師等専門職による妊娠期から子育て期における母子保健サービスの提供、育児に関する相談および情報提供等。 ・ネウボラ面接（母子健康手帳発行時、専門職の面接により、妊婦の健康状態・家庭環境・支援者等について把握することで、支援の必要性を判断する）および支援プランの作成 ・育児サロン、親子教室の開催 ・子育てに関する相談事業 ・母子保健サービス等の情報提供 ・子育てに関する情報発信 ・関係機関との連携	すこやか生活課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
相談支援	生活困窮者自立支援事業 【第1号のニ】	生活困窮者自立支援事業 【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活が困窮するおそれがある人等 【実施方式】 直営：生活支援相談課 【支援機関】 フードバンク、法テラス、社会福祉法人守山市社会福祉協議会等 【業務の内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討、支援計画の評価等	生活支援相談課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
参加支援	参加支援事業 【第2号】	参加支援事業 【支援対象者】 社会とのつながりが希薄な者等 【実施方式】 委託：（居場所）合同会社 Mitte （就労）特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀 【圏域】 市内全域 【業務の内容】 （居場所） 誰もが集える場づくりの運営をする中、コーディネーターを配置し、多世代・多様な人々の交流・対話による「つながり」づくりと地域資源を活かした新たな活動の創出支援を行い、一人ひとりの希望や特性等に応じた社会参加に向けた支援を行う。 （就労支援） 商工観光課とともに、企業ニーズから仕事を創出し、ひきこもりの方等とのマッチング、定着支援を行う就労支援事業を実施。	健康福祉 政策課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業 【第3号のイ】	すこやかサロン 【支援対象者】 家に閉じこもりがちな高齢者（市内在住、65歳以上） 【実施方式】 委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 【圏域】 71自治会、7学区 【支援機関】 自治会、学区社会福祉協議会 【業務の内容】 地域において家に閉じこもりがちな高齢者に対し、当該高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消および高齢者の地域交流を図るため、レクリエーション等の交流、健康チェック、体操等の介護予防等を実施	長寿政策課
		いきがい活動ポイント事業 【登録者数】 289名（令和3年9月末時点） 【実施方式】 委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 【圏域】 市内全域 【業務の内容】 高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、対象施設でボランティア活動を行った場合に、活動に対して、市内の店舗等で使用できる商品券や公共施設の利用券に交換できるポイントを付与するもの。	
		通いの場への支援 【支援対象者】 通いの場への参加者 【実施方式】 基幹型地域包括支援センターが市内3圏域を担当 【支援機関】 基幹型地域包括支援センターに、実施に必要な専門職（保健師、リハビリテーション専門職等）を配置し、専門性を活かしたチームで取り組んでいる。 【業務の内容】 通いの場におけるフレイル予防 介護予防指導員講習	地域包括支援センター

区分	実施する事業	実施体制	所管課
地域づくりに向けた支援	生活支援体制整備事業 【第3号のロ】	生活支援体制整備事業 【支援対象者】 全市民 【実施方式】 委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 【圏域】 第1層（市内全域） 1箇所 第2層（各学区） 7箇所 【支援機関】 守山市社会福祉協議会（第1層） 各地区会館（第2層） 【業務の内容】 地域住民、事業者等多様な主体による地域課題の解決に係る体制づくりの促進および地域課題を解決するための取組の実践	長寿政策課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
地域づくりに向けた支援	地域活動支援センター事業 【第3号のハ】	地域活動支援センターⅠ型事業 【支援対象者】 精神障害のある人等 【実施方式】 委託：医療法人周行会精神障害者地域生活支援センター風 【業務の内容】 相談支援事業やサロン運営、講師を招いてのピアサポートプログラム等を実施	障害福祉課
		地域活動支援センターⅡ型事業 【支援対象者】 障害のある人等 【実施方式】 委託：社会福祉法人湖南会湖南地域障害者生活支援センター 【業務の内容】 在宅障害者に対して、入浴サービス、機能訓練、社会適応訓練等を実施	

区分	実施する事業	実施体制	所管課
地域づくりに向けた支援	<p>地域子育て支援拠点事業 【第3号の二】</p>	<p>地域子育て支援センター 【支援対象者】 子育て世代 【実施方式】 委託：社会福祉法人友愛 【圏域】 市内全域 【支援機関】 にこにこ広場、子育て相談「ほほえみテレホン」 青空保育、赤ちゃん CLUB、リトル CLUB カナリヤ広場、わくわくセミナー 公民館ほっとステーション 【業務の内容】 ・子育てに関する相談、指導の充実に努めるとともに、 情報提供、講座を通じて子育て家庭の育児不安の解消を 図る。 ・育児のノウハウを活用し、子育てについての相談指導、 子育てサークルの育成、支援など地域における総合的な 子育て新事業の充実に努める。 ・小地域ネットワーク活動の母体である学区社協や自治 会の福祉部会等と連動し、地域ぐるみでの子育て活動を 実践していく機運づくりに努める。</p>	
		<p>大型児童センター 【支援対象者】 児童および保護者 【実施方式】 委託：社会福祉法人友愛 【圏域】 市内全域 【支援機関】 ほほえみサロン、あいあいひろば、のびのびひろば 赤ちゃんひろば、保護者活動、フレンズタイム のりのりタイム、にぎやか交流会、折り紙クラブ 生け花教室、スポ・レククラブ、卓球クラブ 【業務の内容】 ・子どもたちに安全で快適な遊び場を提供し、子どもた ちの心と身体の健康増進を図る。 ・乳幼児や小学生、保護者等を対象に、いろいろな遊び や体験学習の機会を提供し、遊びを通して生活体験を豊 かにし、親子のふれあいや保護者同士の交流等を図る。 また、子育て支援情報の提供や子育て相談事業を実施し、 保護者の育児不安や負担の軽減に努める。 ・中高生に対しても、自主的活動への支援ときっかけづ くりの促進とともに、安全な居場所としての活用を図る。</p>	こども 政策課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
地域づくりに向けた支援	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 【第3号の二】	地域づくり事業 【支援対象者】 全市民 【実施方式】 委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 【圏域】 市内全域 【業務の内容】 ・自治会・民生委員・児童委員等と連携した多様な市民交流の場・居場所の創出 ・多様な活動団体等との連携体制の構築	健康福祉政策課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
アウトリーチ等を通じた継続的支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援 【第4号】	アウトリーチ等を通じた継続的支援業務 【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人等 【実施方式】 直営：生活支援相談課 【支援機関】 一般社団法人フードバンクびわ湖、社会福祉法人守山市社会福祉協議会等 【業務の内容】 支援を必要とする人への訪問支援、個別支援プランの作成等	生活支援相談課

区分	実施する事業	実施体制	所管課
多機関協働	多機関協働 【第5号・第6号】	多機関協働事業（重層的支援会議の開催） 【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱えている人およびその家族等 【実施方式】 直営：生活支援相談課 【構成メンバー】 福祉部局等の関係課に配置している連携推進員および外部委員 【業務の内容】 既存の制度では対応できない困難ケースについて、重層的支援会議で支援の方向性や支援プランを作成する。	生活支援相談課

付随計画② 成年後見制度利用促進基本計画

策定の背景と趣旨

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしています。

また、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備および中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市では、成年後見制度の利用促進を図るため、地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画を一体的に策定するものです。

施策

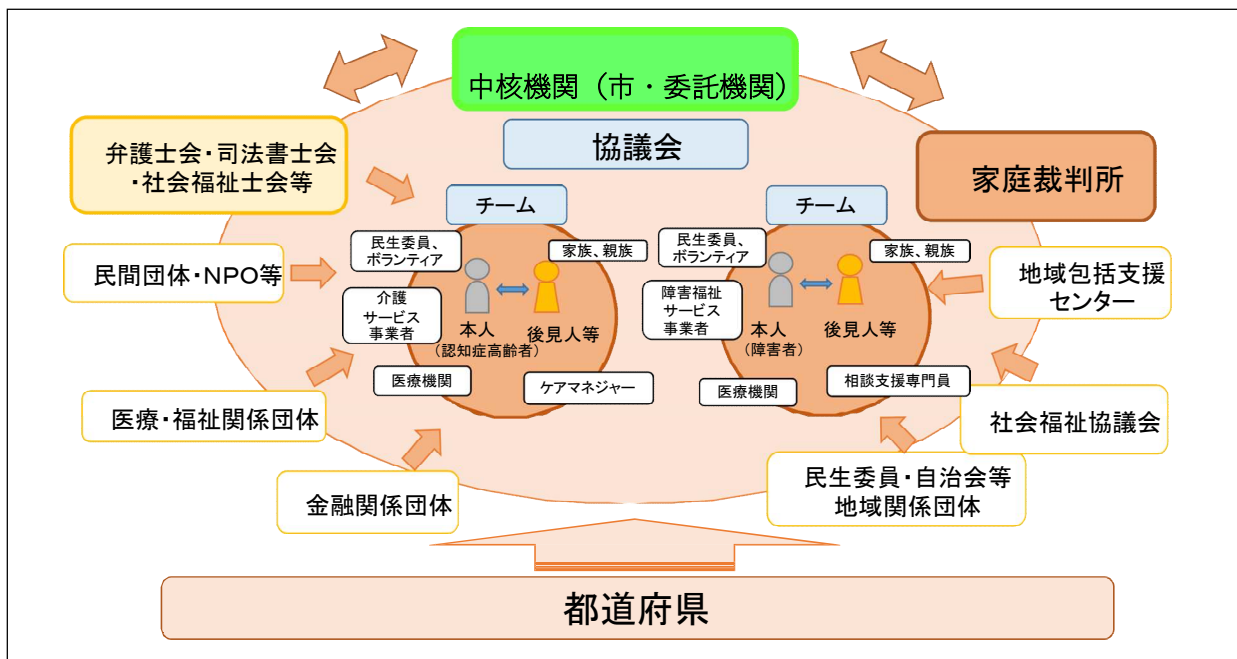
■ 成年後見制度の利用促進

- ・相談会、出前講座、研修会等の実施により、成年後見制度の利用に関する相談や情報提供を行います。
- ・本人やその家族の申立支援に加え、市長申立や申立費用および報酬助成等により経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。

■ 地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。
- ・地域連携ネットワークのコーディネート機能を担う中核機関の設置により、地域の連携・対応の強化を図ります。

地域連携ネットワーク（イメージ）



資料：厚生労働省

付随計画③ 再犯防止の推進について(地方再犯防止推進計画)

策定の背景と趣旨

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国や地方において「再犯防止の取組」を進めることとしています。

国の再犯防止推進計画によると犯罪を犯した人の再犯の割合が約半数あることから、安心して暮らせるまちづくりのためには、再犯防止に向けた更生保護の活動を通じて、過去に犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立しないように関係団体と連携し、仕組みを構築していくことが重要となります。

施策

■ 「社会を明るくする運動」「保護司だより」などの啓発・周知活動

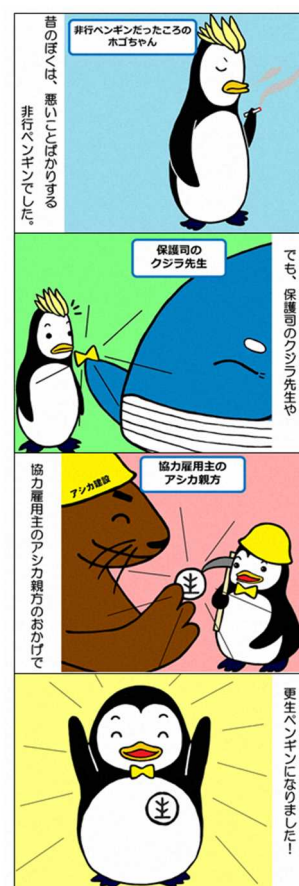
- ・保護司*1会や更生保護女性会*2などの関係機関と連携して、7月の強化月間に合わせて守山市内各所で連携して啓発活動を行っています。
- ・年に2回発行される「保護司だより」の自治会回覧により更生保護活動の周知を行います。こうした取組を通じて、保護司の確保にも協力してまいります。

■ 孤立を生まない仕組みの推進

- ・犯罪や非行を生まないように、地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、社会参加の場や機会の充実を促進します。
- ・刑務所出所者等のすべての困りごとや相談を受け止め、関係機関と連携し、支援する体制を整えます。また、相談に必要な面談場所を提供するとともに、保護司からの相談窓口についても明確にします。

■ 立ち直りに向けた支援

- ・犯罪を犯した人が再び地域で暮らせるように、住居や就労等の課題の解決に向けて支援を行います。
- ・協力雇用主制度*3に関する周知を行い、制度の促進に向けた協力をを行います。



ホゴちゃんの更生物語

資料：法務省ホームページより

【用語の解説】

- *1「保護司」とは、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための啓発に取り組むなど、安心・安全な地域社会づくりのために活動しています。
- *2「更生保護女性会」とは、女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動等様々な活動を行っています。
- *3「協力雇用主」とは、犯罪や非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援している事業者です。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 多様な主体との連携・協働

第4期計画の推進にあたっては、市民、自治会・学区、民生委員・児童委員、福祉協力員といった福祉関係者、NPO、民間事業者、市社協、市（行政）などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

とりわけ、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし社会福祉法に位置づけられた公共性を有する民間団体です。地域に積極的に向き、福祉課題を把握するとともに社会福祉協議会が中心となって、市民や団体との連携・調整を行い、市民活動を促進することが期待されます。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、理解を進める中、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(2) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、商工、まちづくり、教育、交通、都市計画、防犯、防災など様々な分野が、連携協働し推進していく必要があります。

このため、守山市地域福祉庁内推進会議により、関係部署と情報を共有し、連携を強化していきます。

2 計画の広報

広く市民に「守山市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載や概要版の回覧などを行い、計画推進への協力を求めています。

3 計画の進捗管理

本計画を実施していくにあたっては、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン 2021）」や「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画（もりやま障害福祉プラン 2021）」といった各個別計画において具体的な施策を展開していくこととなりますが、実効性を高めるために、本計画を基に各施策の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。

このため、本計画の目標を設定し、守山市地域福祉推進会議において具体的な事業の推進と進捗管理を行っていきます。

第6章 資料編

第6章 資料編

1 地域福祉に関連した国の制度等の動き

年度	法制度等の施行状況	主な内容
2000 (H12)	介護保険法施行	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、自立支援を理念とし、利用者本位、社会保険方式を採用した制度であり、市町村が保険者となったため、福祉における市町村の役割の重要性を一層高めることとなりました。
	社会福祉法の施行(社会福祉事業法の改正)	市町村には「地方地域福祉計画」、都道府県には「地方地域福祉支援計画」の策定について規定されました。
2003 (H15)	障害者支援費制度の施行	これまでの行政主体の「措置制度」を改め、障害者の自己決定に基づきサービスの利用ができる「支援費制度」が始まりました。
2006 (H18) 第1期※	障害者自立支援法の施行	障害種別(身体障害・知的障害・精神障害)に関わらず一元的に福祉サービスを利用できる仕組みが構築されました。
	改正介護保険法の施行	新予防給付や地域支援事業など予防重視型システムの確立を目指すほか、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスが創設されました。また、総合相談支援等の機能を持つ地域包括支援センターの設置を進めることとされました。
2012 (H24) 第2期※	改正介護保険法の施行	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めることとなりました。
2013 (H25)	障害者総合支援法の施行(障害者自立支援法の改正)	障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとされました。また、対象とする障害者の範囲に難病等が加えられました。
2014 (H26)	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進するとされました。
2015 (H27)	改正介護保険法の施行	在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実等や全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行して多様化するなど、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされました。
	生活困窮者自立支援法の施行	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うため所要の措置を講ずることとされました。
	子ども・子育て関連3法の施行(子ども・子育て支援新制度)	市町村が主体となり、幼児期の学校教育・保育や、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとされました。
2016 (H28) 第3期※	改正社会福祉法の施行	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられました。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	成年後見制度が、認知症や知的障害その他精神上的の障害があることにより財産の管理、その他日常生活に支障のある者を支える重要な手段であることを踏まえ、基本方針等を定め制度の利用促進を推進することとしました。

年度	法制度等の施行状況	主な内容
	再犯の防止等の推進に関する法律の施行	再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。
2017 (H29)	改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行	高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない、耐震性能、一定の居住面積などの基準に適合した住宅を県に登録する制度の創設などにより住生活の安定化を推進することとしました。
2018 (H30)	改正社会福祉法の施行	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の理念を明確化するとともに、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされました。
	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の改正の施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもへの進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置が講じられました。
2021 (R3)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じることとされました。

※は守山市の地域福祉計画の策定

2 用語集

あ行

インクルーシブ教育

障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことで、障害のある子どもたちの学習機会を拡大するとともに、障害のない子どもたちが障害について理解したり、多様性を尊重したりできるようにすることを目指す教育のこと。

か行

学区社会福祉協議会（学区社協）

「誰もが住みよく安心して暮らせるまちづくり」を目指して、地域の福祉課題を明らかにし住民みんなで取り組むべき方向や内容を協議する場であり、守山市には自治会をはじめ各種団体が構成された学区社会福祉協議会が学区ごとに設置されている。

居住支援法人

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う法人として、住宅セーフティネット法に基づき、都道府県が指定するもの。

さ行

市民提案型まちづくり支援事業

守山市において、ボランティア団体やNPOなどの市民公益団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動に対して助成金を交付する事業。

住宅確保要配慮者

住宅の確保に何らかの支障があり、配慮が必要な人。低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子育て世帯・外国人など。住宅セーフティネット法に規定。

職業講話

市内の小中学校において、守山市への愛着や誇りを感じ、自身のキャリアの一つとして起業を考える機会づくり、また、地域の起業家や事業者の地域に関わる機会づくりを目的に、守山市の将来を支える若い世代が地元企業家や事業者から話を聞くことで仕事について学ぶ事業。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない本人について、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結などを行い、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を支援する制度。

創業塾

創業に必要な基礎知識、事業コンセプトの策定やマーケティング調査など、初心者レベルでもわかりやすいカリキュラムを行う。また会計労務事務や融資制度の基礎的な部分を学ぶ。

た行

地域福祉権利擁護事業

一人では手続きの仕方などがよく分からない、また、日常のお金の管理が不安な人などを対象に、福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを支援する公的な事業。実施主体は主に市町村社会福祉協議会。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこととされている。現在では、社会制度や人々の意識を含む、あらゆる障壁を取り除くことを指す。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出はできる）のこと。（厚生労働省より）

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自力での避難が難しく、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人。

複業

本業を複数持つ働き方、または、複数のキャリアがある状態。収入を得る仕事を複数持つ（パラレルワーク）ことや、趣味や特技といった強みを生かしたキャリア（パラレルキャリア）を活かして事業を展開するものもある。

なお、副業（Wワーク）は収入を得るために行う本業とは別の業務のこと。

ま行

まるごと活性化事業

市内各地域の魅力のある資源を活かしたまちの活性化の取組である「守山まるごと活性化」に基づき取り組む事業のこと。学区ごとにテーマを定め、活性化に向けた取組を実施している。

事例：ホタル幼虫の飼育放流、赤野井湾クリーン大作戦、びわこ地球市民の森歩こう会など

まなびのひとこえ

守山市民の生涯学習を支援する生涯学習情報誌。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け支援を行う人。民生委員は市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談などを行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

市民活動手引書（もり・まっち）

守山に暮らす人が、まちに関心を持ち、色々な形で地域とつながり、関わる機会を増やすため、市が作成している市民活動の手引書。



や行

ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害の有無・国籍・言語・知識・経験などに関わらずすべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

要支援・要介護認定者

寝たきりや認知症で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要で、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）にあり、介護保険の保険者である市町村が認定した被保険者のこと。

わ行

「わ」で輝く自治会応援報償金事業（わ報償）

守山が自治会への支援として実施している事業で、地域の特性を活かしたまちづくりが展開されるとともに、地域の自発的で自主的な活動を支えるため、自治会の取組を応援することによって、地域に寄り添った支援を行うもの。

3 計画策定までの取組

(1) 学区懇談会の実施（P22 参照）

(2) ワークショップの実施（P23 参照）

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様のご意見を計画に反映させるため、令和4年1月15日から2月4日までパブリックコメントを実施しました。

(4) 守山市地域福祉推進会議における審議

計画案を検討する場として守山市地域福祉推進会議を設置し、令和3年度は計5回の審議を行いました。

この推進会議には、学識経験者や自治会代表者、福祉関係の代表者、企業の代表者、教育委員、一般公募委員など、14名に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

推進会議では、計画案の内容や計画の進捗確認についての意見のほか、地域や地域活動の状況や課題、家庭や地域での対話の重要性、福祉教育や社会参加に向けたアイデアなど、高齢者や働き世代、子ども、障害のある人など様々な立場から考えた意見をいただきました。

また、第2回審議会では、地域共生社会の実現に向けて活躍する実践者へのヒアリングを実施し、先進事例を共有することで、より具体的な議論ができました。

(5) 守山市地域福祉庁内推進会議における検討

上記推進会議に提示する計画素案等を作成するため、庁内関係課で構成する「守山市地域福祉庁内推進会議」を設置し、令和3年度は計2回の会議を開催しました。

庁内が連携して地域福祉施策を進めるという共通認識の下、第3期守山市地域福祉計画の成果の検証と評価を行うとともに、具体的な施策など計画策定に向けた検討を行いました。

4 守山市地域福祉推進会議設置要綱

○守山市地域福祉推進会議設置要綱

平成 18 年 12 月 21 日

守山市告示第 222 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日守山市告示第 92 号

平成 30 年 3 月 30 日守山市告示第 85 号

令和 3 年 4 月 8 日守山市告示第 280 号

(会議の設置)

第 1 条 守山市地域福祉計画の実現に向けて、市民や地域の各種団体と行政が連携しながら、地域福祉の円滑な推進を図るため、守山市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に提言を行う。

- (1) 守山市地域福祉計画の進捗状況の検証に関する事。
- (2) 地域福祉推進の方策に関する事。
- (3) 守山市地域福祉計画の見直しに関する事。
- (4) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 推進会議の定数は、16 人以内とし、委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 福祉関係の代表者
- (4) 企業を代表する者
- (5) 一般公募により募集した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 会議に出席した委員および前条第4項の規定により会議に出席した者に対し、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

付 則

(改正期日)

1 この告示は、平成18年12月21日から施行する。

(守山市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 守山市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成15年告示第211号)は、廃止する。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成30年3月30日から施行する。ただし、第4条の規定については、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和3年4月8日から施行する。

5 守山市地域福祉推進会議委員名簿

委嘱期間：平成30年9月1日から令和2年3月31日まで
令和2年5月15日から令和4年3月31日まで
(敬称略)

規定	組織	団体名	氏名	備考
第3条 第1号	学識経験者	大谷大学教授	山下 憲昭 (H30.9.1~R2.3.31)	会長
			平尾 良治 (R2.5.15~)	//
第3条 第2号	公益を 代表する者	守山市自治連合会	伊藤 五作 (H30.9.1~R2.3.31)	
			沢井 進一 (R2.5.15~R3.3.31)	
			馬場 敏明 (R3.4.19~)	
第3条 第3号	福祉関係の 代表者	守山市民生委員児童委員協議会	富田 秀圓	
		守山市社会福祉協議会	木村 芳次	
		守山市法人立保育協会	堀井 隆彦	
		滋賀県南部介護サービス事業者 連絡協議会	成瀬 和子	職務 代理者
		守山市通所施設連絡協議会	川島 正子 (H30.9.1~R1.6.12)	
			西山 英理 (R1.6.13~R2.3.31)	
			八代 直人 (R2.5.15~)	
		守山市心身障害者団体連絡協議会	中井 宏 (H30.9.1~R2.3.31)	
			太田 千恵子 (R2.5.15~)	
守山市ボランティア連絡協議会	石田 和正			
第3条 第4号	企業を 代表する者	公益社団法人守山青年会議所	南出 誠 (H30.9.1~R2.3.31)	
			林 晋平 (R2.5.15~R2.12.31)	
			北村 拓士 (R3.1.1~)	
第3条 第5号	一般公募により 募集した者		浅田 紀代子 (H30.9.1~R2.3.31)	
			大西 茂 (R2.5.15~)	
			日下部 純子	
第3条 第6号	その他市長が 必要と認める者	守山市教育委員	若杉 安雄 (H30.9.1~R2.3.31)	
			石原 慶子 (R2.5.15~R3.9.30)	
		前守山市教育委員	石原 慶子 (R3.10.1~)	
		守山野洲地区労働者福祉協議会	田井中 和也 (H30.9.1~R2.9.30)	
西川 和志 (R2.10.1~)				

6 守山市地域福祉庁内推進会議設置要綱

○守山市地域福祉庁内推進会議設置要綱

平成 19 年 1 月 19 日

訓令第 1 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日訓令第 14 号

平成 24 年 3 月 31 日訓令第 23 号

平成 25 年 10 月 29 日訓令第 31 号

平成 25 年 12 月 16 日訓令第 35 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令第 12 号

平成 28 年 4 月 1 日訓令第 23 号

平成 28 年 9 月 8 日訓令第 34 号

平成 29 年 3 月 30 日訓令第 16 号

平成 30 年 3 月 31 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 29 日訓令第 1 号

令和 2 年 4 月 1 日訓令第 24 号

令和 3 年 4 月 1 日訓令第 20 号

(設置)

第 1 条 守山市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づく施策の推進および計画の見直しのため、守山市地域福祉庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 計画の見直しの検討に関すること。
- (3) 地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は総括者、副総括者および部員をもって組織する。

- 2 総括者は、健康福祉部長をもって充て、副総括者は、健康福祉部次長(健康福祉政策課等担当)をもって充てる。
- 3 部員は、別表に掲げる所属の長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 総括者は推進会議を総括する。

- 2 副総括者は、総括者を補佐し、総括者に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、総括者が必要に応じて招集し、総括者が議長となる。

2 推進会議は、その所掌事務を遂行するにあたり必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出または出席を求め、説明または報告をさせることができる。

(市長への報告)

第6条 総括者は、必要に応じ、所掌事務の進捗状況を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

付 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

企画政策課

人権政策課

危機管理課

市民協働課

健康福祉政策課

生活支援相談課

すこやか生活課

長寿政策課

地域包括支援センター

介護保険課

障害福祉課

こども政策課

こども家庭相談課

発達支援課

建築課

都市計画・交通政策課

商工観光課

学校教育課

社会教育・文化振興課

第4期守山市地域福祉計画

■発行年月日：令和4年3月

■発行行：守山市健康福祉部健康福祉政策課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL:077-582-1123(直)FAX:077-582-1138